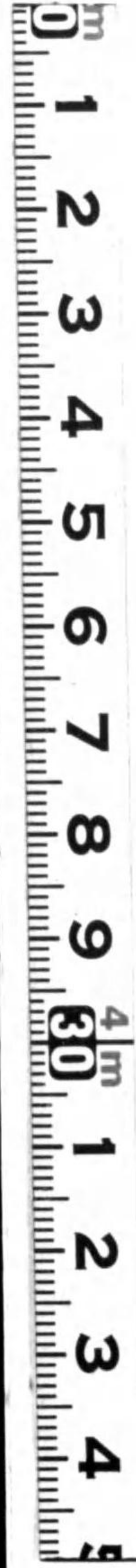


259-514



1200701758912



始



員教正・員教准

全大育教_{驗考}受參定檢



大正

14. 4. 24

內交

版出社光南

序 言

本書は小學校教員檢定受験者の爲に教育學、各科教授法、學校管理法、教育史、心理學及論理學の六科目に涉り詳細に講述せるものなるを以て、廣汎なる教育の全體系を明瞭に理解することが出来る。従つて本書一冊を熟讀研究すれば、准教員は勿論本科正教員の試験檢定にも容易に合格し得られるのである。即ち

准教員受験者は

教育學 各科教授法

尋常科正教員受験者は

教育學 各科教授法 學校管理法 (心理學)

本科正教員受験者は

教育學 各科教授法 學校管理法 教育史 心理學 論理學

を本書によつて系統的に準備することが出来る。

尙本書は全國各府縣の試験問題を分類採録せるを以て受験者諸君は其の程度と試験

に出さうな問題とを豫知し得る特色を持つてゐる。

本書編述に當り篠原助市氏著「教育辭典」篠原助市氏、小川正行氏、佐藤熊治郎氏
共著「新撰教育學」「新撰各科教授法」「輓近心理學」日田權一氏、島田民治氏、北
澤種一氏、田中寛一氏、土井壯良氏共著「教育學」「學校管理法」「教育史」「心理
學」「論理學」入澤宗壽氏著「教育史概説」等の著書を斟酌參照せること尠からず、
一言附記していさゝか感謝の意を表す。

目次

第一編 教育學

第一章 緒論

- 一 教育の意義……………一
- 二 教育の効果……………二
- 三 教育の制限……………三
- 四 教育學……………四
- 五 教育の理論と實際……………五

第二章 目的論

- 一 教育理想の變遷……………五

二 教育の目的……………六

四 小學教育の目的……………九

第三章 方法論……………一〇

第一節 養護論……………一〇

一 養護の目的……………一〇

二 兒童身體の發達……………一一

三 養護の方法……………一三

第二節 教授論……………一六

一 教授の目的……………一六

二 教授の材料……………一六

三 形式的陶冶……………一三

四 教授の方法……………二六

第三節 訓練論……………三六

一 訓練の目的……………三六

二 感情教育……………三七

三 訓練と習慣……………三九

四 訓練と氣質……………四〇

五 家庭 學校 社會と訓練……………四二

六 訓練の方法……………四五

七 教育者の修養……………五〇

第二編 各科教授法

第一章 修身科……………五五

第二章 國語科……………三

第一節 讀方教授……………五

第二節 綴方教授……………六

第三節 書方教授……………七

第三章 算術科……………七

第四章 國史科……………八

第五章 地理科……………八

第六章 理科……………七

第七章 圖畫科……………九

第八章 手工科……………九

第九章 唱歌科……………九

第十章 體操家……………一〇

第十一章 裁縫科……………一〇

第十二章 農業科……………一〇

第十三章 商業科……………一〇

第十四章 家事科……………一一

第十五章 外國語科……………一一

第十六章 複式教授……………一二

第十七章 單級小學校の教授……………一二

第三編 學校管理法

第一章 學校管理法の意義……………一六

第二章 教育制度……………一六

- 一 國家及自治體と教育……………一六
- 二 教育行政機關……………二七
- 三 學校の種類及系統……………三三
- 第三章 小學校の種類……………三三
- 第四章 小學校の設置……………三四
- 第五章 小學校の教科……………三七
- 一 教科目……………三七
- 二 教科課程……………二九
- 三 教授細目 教案 日課表……………二九
- 四 成績考査……………三三
- 五 教科用圖書……………三四
- 六 學年 休業日及儀式……………三五

第六章 小學校の編制……………三九

- 一 學級編制……………三九
- 二 教員の配置……………四三
- 三 學級擔任……………四四
- 四 學級經營……………四五
- 五 補習科……………四五

第七章 小學校の設備……………四六

- 一 校地……………四七
- 二 校舍……………四八
- 三 體操場……………四九
- 四 校具……………五〇
- 五 學校園……………五二

第八章 就 學 一五三

一 學齡及就學義務 一五三

二 就學義務の猶豫及免除 一五五

三 就學に關する事務 一五五

第九章 小學校の職員 一五六

一 職員の種類 一六二

二 資格及待遇 一六二

三 職務及服務 一六二

四 權 限 一六三

五 俸給 旅費及諸給與 一六四

六 恩 給 一六五

七 任用及解職 一六六

八 懲戒處分 業務停止 一六六

九 小學校教員心得 一六九

第十章 小學校の事務 一七三

一 校務の種類 一七三

二 會合の種類 一七六

第十一章 小學校の費用及授業料 一七七

第十二章 管理及監督 一八〇

第十三章 學校衛生 一八一

第四編 教 育 史

第一 本邦の教育

第一章 序 説 一七

- 一 古代の教育.....一九七
- 二 儒教及佛教の傳來.....一九八
- 三 王朝時代の教育.....一九九
- 四 鎌倉室町時代の教育.....二〇〇

第二章 徳川時代の教育.....二〇一

- 一 家康の學事獎勵.....二〇一
- 二 朱子學派の教育.....二〇一
- 三 陽明學派の教育.....二〇四
- 四 古學派の教育.....二〇六
- 五 神道の發達.....二〇七
- 六 洋學の發達.....二〇八

- 七 幕府及諸藩の學校.....二〇九
- 八 漢學塾 寺小屋 心學.....二一〇

第二 歐米の教育

第一章 序 説 二二

- 一 希臘の教育.....二二一
- 二 羅馬の教育.....二二三
- 三 中世の教育.....二二三

第二章 文藝復興と教育.....二二四

第三章 宗教改革と教育.....二二五

第四節 第十七世紀に於ける實學的教育.....二二七

第五章 ロツクの鍛練主義的教育論.....二三〇

第六章	ルソーの自然主義的教育論	一一三
第七章	心理學的傾向	一一三
第八章	科學的傾向	一一九
第九章	社會的傾向	一二二
第十章	現代の傾向	一二三
第三 近世に於ける本邦の教育		
第一章	教育制度の發達	一二四
一	學制時代	一二四
二	教育令時代	一二五
三	學校令時代	一二六
第二章	教育思想の變遷	一二七

第五編 心理學

第一章	緒論	一三九
第二章	心身の相關	一三九
第三章	心的現象發現の條件	一四一
一	意識	一四一
二	注意	一四二
第四章	知的現象	一四六
一	感覺	一四六
二	知覺	一四九
三	觀念	一五〇
四	觀念の聯合	一五一

五 記 憶 二五三

六 想 像 二五五

第五章 思考作用 二五七

一 類 化 二五七

二 概 念 二五六

三 言 語 二五九

四 斷 定 二六〇

五 推 理 二六一

第六章 情的現象 二六二

一 感 應 二六二

二 情 緒 二六三

三 情 操 二六四

第七章 意的現象 二六五

一 衝 動 二六五

二 欲 望 二六七

三 執 意 二六八

四 品 性 二六九

五 順應及習慣 二七〇

第八章 疲 勞 二七二

第九章 兒童心身の發達 二七三

第十章 暗 示 二七五

第六編 論 理 學

第一章 思考の原理 二七六

第二章	概 念	二七
第三章	斷 定	二九
第四章	推 理	三三
一	推理の種類	三三
二	直接推理	三三
三	間接推理	三五
四	類比推理	三九
五	歸納推理	三九
第五章	研 究 法	四四
第六章	統 整 法	四五
附録	教員檢定受験案内	五九

准教員檢定 受験 教育大全

第一編 教 育 學

第一章 緒 論

一 教育の意義

(1) 廣義には有意的なると否とに關せず、苟も人の發達を助長する作用を總稱し、被教育者が自然界及び社會より受くる自然の感化影響をも包含するのである。

(2) 狹義には家庭に於ける父母の教育、學校に於ける教師の教育等の如く有意的且具案的に一定の期間繼續的に影響を與ふる作用をいふのである。之は通常教育といふ場合に使用せらるゝ意義にして、被教育者を現に「ある」状態から「あらねばならぬ」理想の状態に導く作用と定義することも出来る。

(3) 更に狹義には之を道德的教育に限定し、訓練と同一視する。此の意義に於て教

育は教授と相對するのである。

參考問題 學校教育の意義を問ふ

(尋准 岐阜)

二 教育の効果

カントが「人は教育によりてのみ人たることを得べし」といへるが如く、教育の効果に關しては古來の學者は多く樂觀的見解を取り、往々教育萬能を信する者さへある。然るに「上智と下愚は移らず」又はシヨペンハウエルが「知性は改造し得るも性格は之を變更すること能はず」といへるが如く、中には一種の悲觀的見解を取る者もある。悲觀説は遺傳學、罪人心理學等の科學的見地に立脚せるものにて、如何ばかり有勢なる教育者の力を以てしても、被教育者の遺傳に基く心身の特質によつては到底思ひのまゝに本意を達することが不可能であると主張するのである。

併し乍ら進化の原理即ち一切の生物が四圍の境遇に應じて變化する事實から見ても又暗示の如き精神作用から考へても教育の効果を否定することは出来ない。

之を要するに今日世界の文明國が争うて教育事業の改善に汲々たるが如く、一二の

例外があつても大體に於て人の心身の發達は教育の影響如何によつて異なることは明かな事實である。

三 教育の制限

教育の効果は動かすべからざる事實ではあるが、無限なものではなく、種々の障害が其の力を制限するものである。左に其の主なる制限について説明する。

- 1 遺傳、各人は既に其の稟賦に於て各特異の性能を有し、如何に外部の影響を變更するも之を根本から改變することは不可能である。
- 2 被教育者の餘りに幼弱なる間はその心身の發育未だ規律的の學習に適せず、又年齢長するに従つて其の陶冶性を減ずるものである。

- 3 被教育者の身體的事情によつて制限せらるゝことも亦大である。

- 4 環境、(自然、家族、社會、國家)の影響に左右せらるゝことも亦大である。

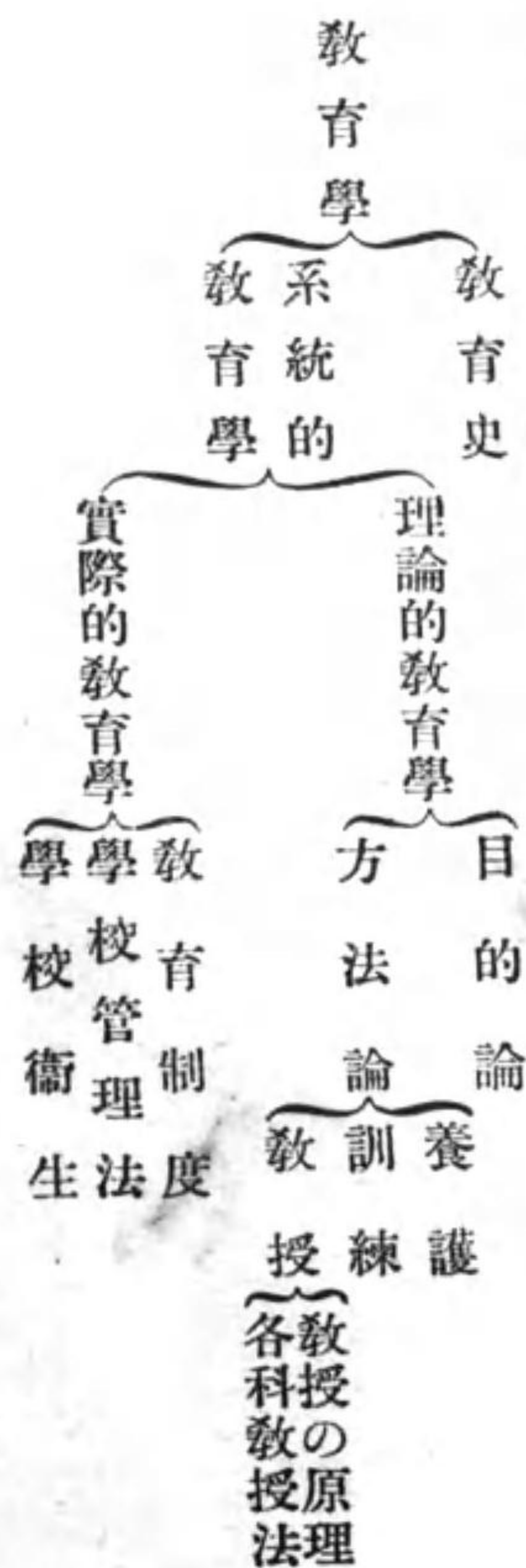
參考問題 教育作用を制限すべき事情に對し、教育者のとるべき處置如何

(尋正 岐阜、長崎)

四 教育學

教育學は特殊の研究範圍を有する獨立の科學なれども、**蠶育**とは人を自然の狀態から理想の狀態に導く實際的活動であるから、人の自然を研究する生物學、心理學、生理學、他方には理想を研究する倫理學、宗教學、論理學、美學等廣義の文化哲學を基礎としてゐるのである。

教育學の研究範圍を廣義に解釋すると教育史と系統的**教育學**との二つに分けることが出来る。尙之を分類すると左表の如くなる。



五 教育の理論と實際

教育の理論と實際は親子の如き關係を有するものであるから、相扶けて進まねばならぬ。即ち理論は實際の指針となり、理論の不可なる點は實際に鑑みて訂正すべきものである。

第二章 目的論

一 教育理想の變遷

教育の目的は之を二大別すれば個人的教育主義と社會的教育主義(國家的教育主義)となる。

古代希臘(スバルタ・アテネ)に於ける教育の理想は民族の維持と繁榮を目的とせる社會的教育主義にして、羅馬人も亦個人の權利、自由を尊重したけれども其の最大理想は國家の利益増進を目的としたものである。

中世紀の教育理想は時代思想の支配を受け、全然教會の維持と繁榮とを目的としたものである。

然るに近世に至つて文藝復興、宗教改革等の運動が起り、自然科学、新哲學等の勃興を促し、個人の自由、權利を尊重する思想を誘起し、遂に十八世紀より十九世紀にかけて個人的教育主義の思想が旺盛を極めるに至つたのである。然るに輓近に至り、再び國家思想の興隆と相待ちて社會的教育主義の勃興を見るに至り、今や學界の趨勢は殆ど之に傾きつゝあるのである。

我が國に於ては維新以後主として英米の實利主義が行はれ、次にヘルバルトの道德主義を見るに至り、最近更に社會教育主義の勃興を見るやうになつた。

一一 教育の目的

教育の對象たる未成熟者は身體と精神との二方面を有するを以て、教育は身心の調和的發達の完成にありといふことが出来る。而して精神は更に知、情、意の三方面を有するを以て、實利主義の教育に於ては知力の陶冶を最大目的とし、人生の幸不幸は

悟性の發達の如何によるものと見做してゐる。然れども輓近の教育學説は一般に意志を意識の最も重要な方面と解し、之を教育究竟の對象としてゐるのである。即ち人格の眞髓をなすものは意志であつて、知情の價値は常に意志活動を完全ならしむる點に存するものと解するのである。

意志活動の目的は自己の人格の完成を期すると同時に、社會の進歩發達に貢獻するにある。即ち意志活動には個人的方面（自己の人格完成）と社會的方面（社會の進歩發達）との二方面を具備しなければならぬ。若し個人的方面を閑却すれば極端なる社會的教育主義となり、社會的方面を無視すればこれ亦極端なる個人的教育主義となる。従つて教育の目的は未成熟者の意志を陶冶して個人としての人格完成の素地を得しむると共に又社會國家の一員として犧牲的精神を以て其の進歩發達の爲に貢獻し得べき基礎を作るにありと述べる事が出来る。

個人を社會の一成因と見たる場合の教育の目的は第一に家族は人類の社會的生活の基礎であるから家族的精神の養成を以て教育の一大任務としなければならぬ。

次に人は家族の一員として生活すると共に隣保郷黨の間の一員として生活しなければ

ばならぬ。従つて市町村の公民としての義務を遂行し得る素地を養成することも亦主要なる教育の目的となる。

市町村に於ける一公民は又常に國家の一成因である。而して個人、一家の繁榮は言ふまでもなく國家の保護によつてのみ得られるのであるから、國家的精神の養成は教育の最大至重の目的となる。

尙進んで人は世界人類の安寧幸福を企圖する義務がある。此の見地から教育の目的には世界主義を加味する必要がある。

個人的方面から教育の目的を考へて見ると、前述せる如く人は身心の統一體であるから、體育も亦教育の目的ともなり手段ともなる。次に生存競争場裡に於ける優越者たらしむる素地を作る見地から教育は實利主義でなければならぬ。併し乍ら生存競争場裡に於ける優越者たることが人生の最大目的ではない。個人の人格的價値を高貴ならしむるものは寧ろ知的、美的、宗教的、道德的生活である。此の意味に於て教育は道德主義でなければならぬ。

参考問題 教育の目的の考へ方につきて述べよ(本正 東京)

三 小學校教育の目的

小學校令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

とある。前述せる如く教育の目的には個人的方面、國家的方面、實利的方面、道德的方面、身體的方面、精神的方面を網羅してゐる。今之を小學校令第一條に照合して考ふるに、兒童は身體發達の最も旺盛なる時期であるから、特に此の時期に於て兒童の身體發育に留意しなければならぬ。即ち身體虛弱なれば百千の教育的勞作も畢竟無効に歸することになるのである。而して小學校は幼年兒童に對し規律的に教育する場所であるから其の主眼とする所は人としての道德的陶冶を與ふるにある。同時に國民としての責務を充分に果たす實力ある人物を養成しなければならぬ。而して道德教育も國民教育も共に小學校教育のみを以て完成することは不可能である。是が即ち基礎と規定した所以である。而して道德と實用とは決して相背馳するものではない。道德に

志す者は、社會の生存競争に應じ得る活力がなければならぬ。故に小學校に於ても一面實用的知識の養成に務めなければならぬ。

更に小學校の目的を攻究する上に忘れることの出来ない重大要件は教育に關する教育勅語である。勅語は常に國民の體得すべき寶典であるばかりではなく、實に全世界の人々が依據しなければならぬ聖教である。

參考問題 小學教育の本旨を述べよ(尋准 東京、岐阜、長野、静岡、福岡)

同 小學校令第一條を書きこれを解釋すべし(尋正 静岡)

同 小學校に於ける「國民教育の基礎」と云ふことを解釋し之を養成する教科に就て説明せよ(尋正岐阜)

第三章 方法論

第一節 養護

一 養護の目的

養護の目的は被教育者の身體の發育を助長し、健康を増進して心意の自由なる活動

を遂げしめ、生活の基礎を強固ならしむるにある。

「健全なる精神は健全なる身體に宿る」といふ諺の如く、知的能力も、道德的感情も意志も身體の状態によつて影響を受くるものである。従つて體育は教育上知徳の陶冶と相並びて重大なる一部門を占むるものである。

元來身體の養護には消極的及び積極的の二方面がある。消極的とは即ち兒童の健康を保持し、之を増進する上の障害を除く作用をいひ、積極的とは即ち鍛練のことであつて、身體各部の強固を増進させる作用をいふのである。體操、遊戲、競技、水泳、擊劍、柔術等ひろく運動と稱せられるものは皆之に屬する。従つて養護究竟の目的は被教育者をして自覺的に自己の身體を尊重し、自ら發奮努力して其の健康と體力との増進を企圖せしむるにある。

參考問題 養護の目的を述べよ(尋正 長野、宮崎、專正 埼玉)

二 兒童身體の發達

1、身長及體重 身長及體重の増加は年齢によつて其の割合を異にし、且多少身長

及體重の發達は前後し、充實期は主として體重の増加の旺盛な時期である。尙身長及體重の發達は季節によつても差があり、男女によつても亦差異がある。伸長期と充實期は大體左表の如くである。

第一期	自一歳至四歳	第一充實期
第二期	自五歳至七歳	第一伸長期
第三期	自八歳至十一歳	第二充實期
第四期	自十二歳至十五歳	第二伸長期
第五期	自十六歳至二十四歳	成熟期

(スターチの調査に據る)

2、腦髓 腦髓の重量、容積の方面に於ける發達は凡そ七歳までは完成し、十三四歳頃に至れば其の頂點に達す。組織の方面に於ける發達は質量の發達と並行して進むのであるが、その完成は普通三十歳乃至四十歳の間、に於て其の頂點に達するものと認めらる。

3、骨格・筋肉其他 骨格、筋肉其他の諸機關の發達は大體身長體重の發達に伴ふものであるが、其の速度は必ず一致してゐるといふ譯ではない。

三 養護の方法

身體の諸機能进行分类すると

- 1、植物機能……營養機能、呼吸機能、及び皮膚
- 2、動物機能……運動機能、感覺機能、及び神經系統

となる。而して養護の目的は是等各種の機能を完全ならしむるにあるを以て、其の方法に於ても身體諸機能の保護(消極的方面)と鍛練(積極的方面)とに關する事項は悉く之を網羅しなければならぬ。

一、身體諸機能に對する一般の注意

1、營養機能に對する注意

- (1) 營養物の性質及び分量は兒童の發達程度、其の健康の如何又は季節によつて相異しなければならぬ。

- (2) 食物の調理法に注意し、咀嚼の習慣を養ふことが肝要である。

- (3) 食事時間を一定し、間食に注意し、運動後又は精神の疲勞したる時には稍時

間を經過したる後に食事をなさしむること。

2、呼吸機能に關する注意

- (1) 室内の空氣を常に清潔ならしむること。
- (2) 空氣の溫度及び乾濕に注意しなければならぬ。(特に冬季の暖室に於て)
- (3) 深呼吸の習慣を養成すること。
- (4) 衣服の廣狹、着衣の方法、着座の姿勢等に注意すること。

3、皮膚に對する注意

- (1) 常に皮膚の清潔を保たしむること。
- 2 衣服は常に清潔を保たしめ、成るべく厚着を禁じ、襟卷は勿論、足袋、手袋の如きも事情なき限りはなるべく着用せしめざること。

4、運動機能に對する注意

- (1) 運動の種類は兒童の心身の發達に適應しなければならぬ。且身體の各部分を調和的に發達せしむるものでなければならぬ。
- (2) 危険なる運動を避けなければならぬ。

- (3) 運動を愛好する習慣を養ふと共に運動に耽溺する惡弊を防止しなければならぬ。

5、感覺機能及神經系統に對する注意

- (1) 耳と目の衛生に留意すべきこと。
- (2) 兒童の精神的疲勞が過重にならぬやうに注意しなければならぬ。
- (3) 刺戟性の飲食物を用ひてはならぬ。
- (4) 適度の休眠を與ふること。

二、養護上の積極的施設

- (1) 體操 體操は小學校に於ける積極的養護中最も主要なるものにして、身體の均齊的發育と、健康の増進とを主眼とするものである。
- (2) 各種の遊戯、遠足、相撲、水泳、登山、氷滑、擊劍、柔道等
- (3) 病弱兒童の爲に林間學校、海濱學校等の施設が最近に於て漸く行はれるやうになつた。

參考問題 養護上に於ける營養運動休息の相互的關係如何(尋正 沖繩)

第二節 教授論

一 教授の目的

眞に教育の目的にかなへる教授の目的は左の二つを調和するにある。

1、實質的目的 知識技能を收得せしめてこれを實際に應用せしむ。

2、形式的目的 知識の内容の多きを貪らず心身を練磨せしむ。

即ち教授の目的は單に知識の傳達をなすに止らず、寧ろ被教育者をして自發的に學習に當らしめなければならぬ。而して兒童の自發的活動を鼓舞する爲には高尚な興味を養成しなければならぬ。之が即ちヘルバルト派が興味を養成を教授の目的とし、その興味を自覺的努力と解釋してゐる理由である。

參考問題 教授の目的如何(尋正 岐阜、長崎、東京)

同 教授の任務につき説明せよ(本正 新潟)

二 教授の材料

1 教科選定の標準

一、客觀的標準として小學校教育の目的は教科選定の主眼となる。

二、主觀的標準として兒童心身の發達に適應しなければならぬ。

三、特殊の事情として土地の狀況、教育期間の長短、個人差、性差等によつて斟酌しなければならぬ。

2 教科の種類

小學校の教科は教授の目的に適應するやうに選擇したるものにして、之を(一)知識教科 (二)技能教科に二大別することが出来る。前述せる如く知識はその内容の收得と共に心力の練磨を必要とする故に知識教科は又(イ)實質教科と(ロ)形式教科とに分される。今教科を上項に従つて分類すれば左表の如くなる。

教育大全	(一)知識教科	(イ)實質教科
		(ロ)形式教科
	國史地理	國史地理
	修身	農業及び商業

教科

(口)形式教科

(二)技能教科……

算術 英語 圖畫 唱歌 裁縫 手工 體操

併し乍ら知識と技能との區別、實質と形式との區分の如きも人によつて各その見解を異にしてゐる。即ち同一の教科にして知識に屬する方面と技能に屬する方面と技能を兼有するものあり。又いづれの教科も形式的教科に屬しないものはないのであるから一定の標準によつて劃然と教科を分類することは極めて困難なことである。従つて其の分類は人によつてそれ／＼相異してゐるのである。

(8) 教科の排列

教科の配當方法には三種ある。

- 1、段階法 一教科を終りて順次他に移るもの。
- 2、並行法 始めから凡ての教科を授くるもの。

3、折衷法 一部の教科は始めから並行させ、兒童の發達に伴つて漸次他の教科を加ふるもの。

以上の三法中、折衷法は適當なる排列法にして小學校令の各學年に對する教科排列法も此の折衷法によれるものである。

4 教材の選擇及び排列

各教科の教材選擇の標準は

- ①、各教科特有の目的と性質とを尊重しなければならぬ。
- ②、現時の文化を通覽し、各教材が此の文化の中に於て占むる重要な度を考へなければならぬ。
- ③、郷土的教材を尊重しなければならぬ。
- ④、兒童の心理的發達から見て教材類化の難易を定め、その發達階段に適應させなければならぬ。
- ⑤、適度の分量を定めなければならぬ。

教材の排列は兒童の發達階段に適應すると共に教材間の順序を尊重しなければならぬ。

ぬ。而してその排列法には圓周法、直進法、折衷法の三種がある。

圓周法の長所とする處は

- 1、兒童の發達段階に適當せる教材を排列することが出来る。
- 2、教材の偏頗なる取扱を避けることが出来る。
- 3、兒童の自發的興味を喚起することが出来る。
- 4、兒童の理解を確實にすることが出来る。

その短所とする處は

- 1、反復の度數多き爲往々兒童の倦怠を來すこと。
- 2、教材が切斷される恐れあること。
- 3、教科によりては年々の循環の不可能なものがある。

直進法の長所及び短所は殆ど圓周法の長所及び短所と相反す。従つて教材排列の最も適當なる方法は以上の二法を折衷したものである。

参考問題 教材選擇上の注意を述べよ(尋准 岐阜)

同 教材排列の方法を記せ(尋正 鹿兒島)

同 教授材料選擇に關する一般的標準を問ふ(尋正 熊本)

5、教材相互の聯絡

教材の聯絡に關しては種々の方法が講じられてゐるが、その中最も有名なのは中心統合法である。中心統合法とは學校に於ける全課程を一定の教科に結合し、此の教科を學校課業の中心とし、他を之に隸屬せしめて全教科の完全な統一を企つる方法である。中心となる教科の種類によつて種々の區別がある。今主なるものを擧ぐれば

1、情操科を中心とするもの

各種の中心統合法中最も有名なものにして、ヘルバルト派のチルレルの唱導せるものである。チルレルは教育の目的は品性の陶冶にありといふヘルバルトの説を受け情操科(宗教及歴史)を中心教科と定めたのである。

2、科學を中心とするもの

自然科學を中心とする統合法にしてコント、スペンサー等の思想による。近時米國のパーカーによつて主張せらる。

3、地理及び經濟科を中心とするもの

地理は自然及び人文の兩方面に關する教材を含み、此の二者を綜合する教科である。此の思想に立てる統合法は米國のデガルモの主張せるものである。即ち第一の統合法は道德を重んじ、第二の統合法は知識を重んじ、此の統合法は實用を中心とするものである。

4、學校に於ける社會的生活を中心とするもの

米國のヂューイの主張せる統合法にして、學校を社會の一小模型と見做し、學校を一切の社會活動の一の小中心として諸般の知識、技能を練らんとする統合法である。即ち生活を中心とするものである。

然れども斯くの如き中心統合法に依るときは較もすれば、他の一般の教材は中心教材に對する脚註の如く取扱はれて、固有の價值が没却される恐れがある。従つて各教材は相互援助するが如く排列し、教師の人格によつて之を統合しなければならぬ。

彙類的統合法とは各教科目固有の價值及び順序を認め、自然の聯絡關係を求め、其の中最も新近なるものを結合して伍とし、伍を併せて團とし、更に之を全體に組織せんとするものである。各教科が各順序を保ち適當に價值を認められる點に於て中心統

合法よりも優つてゐる。

參考問題 教材聯絡上に於ける中心湊合法と彙類的湊合法とを詳述せよ(尋正 岐阜)

同 教材の聯絡統合に就て述べよ (本准 長崎)

同 教材聯絡結合につきての意見を問ふ (本正 新潟)

同 教材の統分法を説明せよ (本正 埼玉)

三 形式的陶冶

1 直觀の練習

直觀とは諸種の感覺機關を通じて外界の事物を認識する作用をいふのである。故に直觀は通常知覺と同一義に用ひられてゐるが、直觀は實物に接して、明瞭正確な知覺を得る場合を指すのである。直觀は知識の出發點にして外界の事物現象は直觀によつて始めて吾人の精神内容となることが出來、且再生觀念よりも生氣に満ちて力強く、而も兒童の學習興味を惹起するに與つて力があるのであるから直觀の練習は教授上最も重んずべきことである。

直観による教授を直観教授と稱し、兒童の有する粗雜なる知識を補正すると共に、確實なる知識の根柢を築くことを其の目的としてゐるのである。

視覺と聽覺とを主とする直観主義と最近唱へられてゐる筋肉運動主義との關係を一考して見よう。筋肉運動主義は一に發表主義とも稱へ筋肉の運動感覺を教育上に利用しようとするものにして、從來の直観主義に一步を進めたものである。即ち單に視覺や聽覺によつて教授するだけではなく、更に運動感覺に訴へて教授し、又收得せしめたる觀念を運動中樞、運動神經、筋肉の働きによつて外部に發表せしめようとするものである。

但し兩主義ともに感覺的活動の練習を目的とする點に於ては同一である。

參考問題 直観教授の効能を述べよ(尋正 長崎)

同 直観教授とは如何之を説明せよ(尋准 熊本)

2 注意の練習

注意とは或る物に向つて特に心的勢力を集中する活動をいひ、學習の主要なる條件である。而して教授は無意注意(自發的注意)に出發し、有意注意の練習に及ぼし、最

後に再び無意注意に歸らしめなければならぬ。

注意は多くの對象中特に一對象を明瞭ならしむる作用であるから、一種の選擇作用と見做すことが出来る。又一對象に注意を集注することは、反面に於て注意の他の對象に向ふことを抑制することになる。従つて注意の練習を効果あらしめる爲めには、集注作用を妨害する原因即ち外部の感覺的刺戟及び内部の身心に影響する種々の事情等を査察して、豫め之を防止しなければならぬ。

更に積極的に注意作用の養成を計るには次の諸點に注意しなければならぬ。

- 1、教材を兒童の發達に適應せしむること。
- 2、教授の方法に變化あらしむること。
- 3、教師の態度、身振、言語によつて注意を集注せしむること。

參考問題 教授の際兒童をして注意を持続せしむるには如何にすべきか其具體的方法を述べよ(尋正 静岡)

3 記憶の練習

記憶とは嘗て得たる觀念が意識に再現し、しかも過去に於て自ら經驗したといふ意識を伴ふ状態をいふのである。教授は言ふまでもなく教材を理解せしめたるのみにて

満足すべきものではなく、その知識は他日の資料として永く之を記憶させなければならぬ。従つて教授上記憶の練習も亦重要な方面となる。

學習の方法によつて記憶を機械的記憶と論理的記憶とに分けてゐる。前者は文字文章又は地名、人名、年代等を記憶するに、唯機械的に之を反復し印銘するものにして後者は記憶せんとする事柄を相互に内部的關係によつて連結せしめ、同時に之を既知事項と關係させて記憶する方法である。二者の中なるべく論理的記憶によらなければならぬが、場合によつては機械的記憶も亦極めて必要である。従つて之を輕視してはならぬ。

復習は記憶の練習の爲に行ふものにして教授上非常に重要なものである。即ち復習は(1)學習せる事項を反復して之を確實に記憶し、(2)之を整然たる系統に組織する任務を持つてゐる。復習には無意的復習と有意的復習とある。前者は嘗て授けたる知識が知らず識らず利用される場合の復習であるが、後者は始めから目的と方案を具ひて行ふ復習である。有意的復習は更に之を直接復習(提示に先ちて行ふ復習、提示の後に行ふ復演、應用段の復習の如きもの)と總括的復習(教材系列稍大なる範圍を授けた

る後に行ふ復習)とに區別することが出来る。總括的復習は教材相互の關係に着目しなるべく生徒自身をして主要なる綱目を案出せしめ、教材の主眼點を失はしめないやうに注意しなければならぬ。又常に工夫を用ひ、多様の練習を行ひ、務めて單調に陥らないやうに注意する必要がある。

誦讀も亦記憶練習の一法である。誦讀には分節法と全體法の二種あり、全體法は分節法より優つてゐるけれども材料の性質、分量等によつては一方に偏してはならぬ。誦讀に關する注意は次の如くである。

- 1、誦讀せしむべき材料は内容又は形式に於て價值あるものでなければならぬ。
- 2、又兒童の發達程度に適合するものでなければならぬ。
- 3、なるべく理解した材料を誦讀させなければならぬ。
- 4、誦讀法を指導しなければならぬ。

參考問題 記憶の型を説明して教授上の注意に及べ(尋正 岐阜)
同 記憶を良好ならしむる爲に教授上如何に注意すべきか(同上)

4 思考の練習

凡て思考は疑問に接したる時、換言すれば習慣によつて順應することの出来ない場合に、之に順應する必要に迫られ疑問の解決を目的とする有意的活動である。故に形式的陶冶方面に於て最も重要なものである。

兒童の思考作用の特色は成人の如く言語による抽象的思考をなし得ることが困難にして、具體的事物觀念によつて思考する傾向をもつてゐることである。

思考作用につき教授上特に注意すべきことは

- 1、注意を持続して集中し得る習慣を養成すべきこと。
- 2、言語、數學、歴史、科學等思考作用の働く各教科につき思考作用の重なる形式を理解せしめ、之に慣れしむること。
- 3、問題の解決に當り、直ちに適當なる事實、法則が續々聯想されるやうに材料を豫め豊富に收得させること。
- 4、獨立して思考し得る能力と習慣の養成に努力すること。

四 教授の方法

1 教授の段階

各教科は教授上兒童の能力に應じて適當に之を區分しなければならぬ。チルレルは此の區分された教材の一分節を方法的單元と言つてゐる。方法的單元とは歴史の一人物、一事件の如く教材の全系統中から分類したる教材の一團に對する名稱にして形式的段階の適用される範圍を劃するものである。

今教授の段階の歴史的經過を見るにヘルバルトは明瞭、聯合、系統、方法の四階段を説き、チルレルは分解、總合、聯合、系統、方法の五段階とし、ラインはチルレルの名稱を改めて實際上最も適切なる豫備、提示、比較、總括、應用の五段階とした。左に最も適當なる教授の順序を示して見よう。

第一段 豫 備

- 1 目的 指示 具體的内容を有し、繁簡宜しきに従ひ、兒童の理解力に適し、興味を起し得ることが肝要である。
- 2、既有知識の整理 舊觀念を整理して新教授に對する基礎觀念を定め、期待心を喚起するにある。

第二段 提 示 *狹義の教授*

1、提供||分量は兒童の理解力に應じ、方法は教材の性質によつて斟酌しなければならぬ。

2、復演||分節の復演と全體の復演とある。

3、深究||事物の關係を探らせるのが目的である。

第三段 總 括 *整理*

此の段の任務は新に授けた事項の整理總合にある。

第四段 應 用

識得理會せしめた知識を確實鞏固のものたらしむると共に、其の運用を自在ならしめ、實際生活との聯關をはかり、又思想を統一するのが此の段階の任務である

段階運用上の注意

1、毎日毎時の教授が始終順序を改めざる時は平板^凡なる教授となり、兒童は之に馴れて教授の興味が減殺される。

2、注意の律動を顧みず其の緊張と休息との交代を無視する時は兒童の心意が疲勞

して有害なる結果を招くことになる。

參考問題 教授の段階を説明し適用上の注意に及べ(學准 静岡)
同 方法的單元につきて記せ(學准 岐阜)

2 教 式

教授を行ふに種々の様式がある。通常之を教式といつてゐる。教式には兒童を受動の位置に置くものと、發動の位置に置くものによつて左の如き種類がある。

一、兒童を受動の位置に置くもの

(1) 示教式 實物、標本、繪畫、實驗等によつて教授するものをいふ。地理、理科等は多く此の教式によるのである。觀察點の主眼點を指示し、兒童の觀察した結果を述べらせるやうにしなければならぬ。

(2) 示範式 動作の模範を示すものにして、技能教科は多く此の教式によるのである。示範は一度だけでは不足である。必ず練習と交互せしめ、又説明は簡單明瞭なるを尙ぶ。

(3) 講演式 談話を用ひて實物又は模範の及ばない處を説明する形式である。修

身、歴史の教授は主として此の教式による。講演は較もすれば兒童は倦怠を感じるものであるから巧に比喻、實例を引用し、繁簡度に適し、言語は正確になるべく兒童の興味を喚起するやうに務めなければならぬ。

二、兒童を發動の位置に置くもの

(1) 課題式 問題を與へて自由に生徒を活動せしむる教式である。此の方法は生徒に自學自習の精神を養ひ、時間の節約となり、家庭をして教育に注意させる等の利益あれども亦過度の疲勞を來たさしめ、他人から聞いて答へるやうな弊害もある。

(2) 發問式 教師と兒童が相互に活動するものにして、常に他の教式と混じて最も廣く用ひられるものである。發問の目的は教授の進行に効力あらしめ、兒童の心的活動を振作するにあるを以て、教授上最も適切に且適當な機會に發問しなければならぬ。従つて發問の用語は簡潔的に答辯も亦要領を得しめなければならぬ。

教式は決して個々單獨には用ひられないで、多くは互に交錯してゐる。殊に兒童の

年齢と注意作用の繼續とを考慮し、教式を轉換することが肝要である。

参考問題 教式中示教式適用上の注意を述べよ(尋正 岐阜)

同 示範式適用上の注意を述べよ (尋正 岐阜)

同 發問的教式適用上の注意事項を述べよ(尋正 群馬)

五 教授と兒童の自發活動

教授の究極目的は自學自習の意志を養成するにあるのであるから、其の方法は兒童の自發的活動を指導して、學習に對する自覺心を覺醒しなければならぬ。

勤勞主義の教授は兒童の自發活動を尊重し、其の勤勞に訴へて知能の發達を遂げしめようとするもので、特に筋肉運動を尊重する筋肉運動主義に傾く氣味を持つてゐる教授の實際に於て兒童の自發活動を尊重する爲に注意すべきことは

- 1、兒童自ら觀察し思考し得ることは努めて兒童になさしめるがよい。尙兒童をして自ら進んで其の學ばんとする所を索めさせる工夫をせねばならぬ。
- 2、兒童の疑問を尊重し、なるべく兒童をして解かしめるやうに取扱はねばならぬ
- 3、學習の結果について反省する習慣を養成しなければならぬ。

- 4、學年の進むに従つて豫習法を指導せねばならぬ。
- 5、事物に注意する習慣の養成に努むること。

参考問題 自學の價值並に其の習慣養成の方法の方案如何(尋正 長崎)
同 兒童の自己活動を尊重する所以を記せ (本正 岐阜)

六 個性

人は心的生活に於てそれぐの特性をもつてゐる。此の特性を個性と稱するのである。かく個性の人毎に異なるに至れる原因は遺傳、氣質、男女、氣候風土、境遇、年齢、身體の状態、心意作用の型式及び教育等である。

知的方面に於ける個性の種類は

- 1、直觀的型式(記載的型式、觀察的型式、感情的型式、學究的型式等)
- 2、注意型式(集注型式、轉換型式等)
- 3、觀念型式
 - 〔事物觀念型式〕
 - 〔言語觀念型式〕
 - 〔視覺型式〕
 - 〔聽覺型式〕
 - 〔運動型式〕

4、學習型式(遲緩學習型式、敏速學習型式、分析的學習型式、總合的學習型式等) 智能による分類

天才兒童……………	智能指數	一四〇以上
極めて優秀なる兒童……………	同	一二〇—一四〇
秀才兒童……………	同	一一〇—一二〇
正常兒童……………	同	九〇—一一〇
魯鈍兒童……………	同	八〇—九〇
白痴に近い兒童……………	同	七〇—八〇
白痴兒童……………	同	七〇以下

(ターマンの智能指數による)

個性と實際教育との關係を一考するに、學級編制上の原則から見てなるべく能力の均しい兒童を一團にして教授することは望ましいことである。併し實際上一學級内の兒童の能力に著しい差のある場合には出来るだけ分團教授を行ふことが肝要である。即ち左の如き注意が必要である。

- 1、低能兒は特別學級に於て教授するがよい。

2、劣等兒は特別學級に入れるか又は同一學級を分團的に編成し教授量を異にするも一方法である。

3、一般の兒童に對して餘力の存する限り個別的の取扱をしなければならぬ。
參考問題 兒童の個性上の相違たる各種の型につき教授上如何に注意すべきか(尋正 岐阜)

第二節 訓練

一 訓練の目的

道德觀念を有するのみにて之を實踐せず、況んや習慣とならざる時はその觀念は殆ど價値の半以上を失ふことになる。而して之を實踐するものは意志にして、習慣となるは品性の成立を意味するのである。兒童の意志を指導して此の域に達せしむるは即ち訓練の目的にして、これを成就するには美情、徳情の養成を伴はなければならぬ。

參考問題 訓練の必要なる所以を述べよ(尋准 岐阜)

同 教授と訓練との關係如何 (尋准 岐阜、本准 兵庫)

同 訓練の目的を説明せよ (專正 埼玉)

二 感情教育

感情とは精神生活中、快不快の經驗の總稱である。感情は古來快不快の二種に分つことが廣く行はれしが、近時に至りゾントの如く、之を快と不快、興奮と沈靜、緊張と弛緩の三方向に區分するものもある。併し普通には他の方面から感應、情緒、情操の三者に區分されてゐる。

訓練上感情教育の必要なる所以は吾人の一切の行動は感情の影響に基く事が大であるからである。

1 情緒教育

情緒は自他の利害に關して起る忿怒、恐怖の如き個人的情緒と、社會生活の基礎たるべき同情、愛情の如き社會的情緒との二種に分けることが出来る。

情緒は其の激烈なるものは往々知的活動を沮害するけれども、他面學習上最も大切な興味は情緒より來るのみならず、道德的行爲は高尚なる情緒が下等なる情緒を支配する時に起るものであるから、情緒の教育は教育上最も大切なものである。情緒の

教育上注意すべき事項は次の如くである。

助長〔善良なる傾向を有するものを輔導する。發動の機會を多くすること。〕

抑制〔不良なる傾向を有するものを防止する。發動の機會に遠ざからせること。〕

參考問題 情緒と訓練との關係を述べよ(尋正 宮崎)

2、情操教育

情操は情緒に比すれば感情的分子低く、其の身體的表出も亦弱く、自他の利害關係を離れ、事物其の者の價值を感ずることを其の特色とする。通常之を次の如く四大別してゐる。

- イ、知的情操—真理を愛し、虚偽を惡む際に起る。
 - ロ、道德的情操—善を愛し、不善を惡む際に起る。
 - ハ、宗教的情操—超人者を崇拜し、之に歸依する際に起る。
 - ニ、美的情操—自然及び人工美を觀賞する際に起る。
- 而して兒童の情操を陶冶し、道德的宗教的意志を喚起する教授を情操教育といひ、

ヘルバルト派の教育學者が始めて使用した語である。

參考問題 訓練と情操教育との關係を述べよ(尋正 長野)

3 訓練と習慣

意志の習慣養成には干渉主義と自由主義との二大主義がある。干渉主義は他律的に意志の習慣を養はんとするものにして、自由主義は他律的に意志の習慣を養はんとするものである。併し乍ら二者いづれも弊害あるを以て兩者の中庸を得たるものを以て適當とす。

參考問題 訓練上の主義を舉げて説明すべし(尋正 群馬)

同 訓練上に於ける自由主義と干渉主義とを比較論評せよ(尋正 東京)

4 徳性の發達

- 1、衝動時代(就學以前)善惡の差別なき自然的生活。
- 2、盲目的服従時代(就學始期)未だ自發的自制的に行爲すること能はず。
- 3、意識的服従時代(十三四歳頃より)或る程度まで意志は自發的自制的に實行し得る。

而して徳性の各發達期に於て教育上注意すべきことは、衝動時代に於ては習慣の養成に努めるにある。即ち父兄は兒童の衝動的な生活の善導に深甚なる注意を拂はなければならぬ。盲目的服従時代には教師も父兄も努めて善良なる模範を示して益々善美なる習慣の養成を圖らなければならぬ。意識的服従時代には他律的に兒童の意志を抑壓することなく、なるべく兒童をして獨立的に反省する習慣の養成に留意する必要がある。

意識的服従時代の次は所謂青年期である。理想に憧憬し、形而上の問題に興味を感じるも此の時期である。併し生理的激變に伴ひ一度其の進路を誤る時は一生の不幸を招く恐れあるを以て教育上最も苦心と警戒とを要する時期である。

四 訓練と氣質

個性中兒童の品性陶冶と直接の關係を有するものは氣質である。而して品性は即ち此の氣質を基礎とし、之に外部からの教育的影響が加つて始めて成立するものである。従つて教育者は常に兒童の氣質を見分け、その缺點に向つては怠らず開發抑制の勞を

盡くさなければならぬ。普通氣質は四種に分類されてゐる。即ち

- 1、膽汁質 活動質ともいふ。興奮すること速くして強く、勇敢なれども粗放である。善にも強く悪にも強き傾向を有するものは此の種の兒童である。歴史的人物としては豊臣秀吉の如きは此の適例である。
- 2、多血質 變動質ともいふ。興奮すること速けれども弱く、快活なれども輕薄である。清少納言の如きは此の一例である。
- 3、神經質 感動質ともいふ。興奮すること遅けれども強く、實着なれども憂鬱である。神經質は貧血質とも稱し、すべて多血質の反對に當る。淀君の如きは此の一例である。
- 4、粘液質 不動質ともいふ。興奮すること遅けれども弱く、謹直なれども薄志である。膽汁質の反對に當る。平宗盛の如きは此の一例である。

膽汁質の兒童に對しては猥りに之に抑壓を加へず、寧ろ善良なる方向へ其の特質を發揮せしめた方がよい。多血質の兒童に對してはなるべく自信力を覺醒せしむるやうに訓練を與へる必要がある。神經質に屬する兒童に對しては常に健康の増進を圖り、

快活なる氣風を養はなければならぬ。粘液質の兒童に對すしては訓練上感情と努力心とを刺戟する方策を講じなければならぬ。

混合質は以上四種の中二種以上混合せる氣質を有する者で多くは此の種に屬するものである。

參考問題 氣質の種類を挙げ兒童訓練上注意すべき諸點を述べよ(尋正 廣島)

五 家庭・學校・社會と訓練

1 家庭と訓練

家庭は教育の出發點にして基礎をつくる所である。従つて家庭教育は非常に重要なものである。家庭の訓練上注意すべき點を擧ぐれば

(一) 身體的習慣としては清潔、秩序、行儀作法、節制等の良習慣を養成することに力を注がなければならぬ。又養護方面と關連して運動を愛好する習慣を養ふ必要がある。

(二) 道德的習慣としては愛情、同情、服從等の諸徳を養ひ、敬虔の情及び歴史尊重

の精神を養はなければならぬ。

(三) 家族的精神の養成は殊に我が國の如き家族制度の國體にとつて缺くべからざる重要なものである。

參考問題 家庭教育の長所及び短所を學校教育と比較して説明せよ(尋准 群馬)

2 學校と訓練

兒童は學校生活を營むことによつて進んで社會生活の基礎となる自制克己、秩序、權利義務、遵法等の習慣を獲得するものである。即ち學校は家庭と社會との橋梁となるのである。

參考問題 訓練の場所として家庭と學校との特徴を比較して其兩者の關係を述べよ(本正 静岡)

3 社會と訓練

兒童訓練と社會的影響とについてルソーは社會の惡感化を恐れて兒童を社會から隔離すべきことを主張した。併し乍らルソーの説は次の理由から見ても肯定することは出来ない。

1、社會には善良なる影響もあること。

- 2、將來の生活上社會に接觸せしめなければならぬこと。
 - 3、全然社會と隔離せしむることは不可能である。
 - 4、訓練の力によつて悪影響に對抗せしむる必要あること。
- 小學校卒業後實社會に入れる者に對する教育的施設としては補習學校、實業補習學校等の機關あり、尙其の他の社會的機關としては

a、知識の開發に關するもの

1、圖書館

2、通信教授（米國等に於て最も盛である）

3、博物館、展覽會、陳列場、動植物園

4、通俗講演會の開催

b、情意の開發に關するもの

1、寺院

2、神社

3、祝祭日（國民記念日）

4、演劇、活動寫眞、演奏會、寄席等

5、文學

6、倫理教化運動

c、身體の開發に關するもの

1、體育的施設

2、運動會

六^五 訓練の方法

1 遊 戲

遊戲の教育的價値に關してはブラトーン早く之を認め、近世に至りてはルソー、バセドウ、ペスタロッチ、フレーベル等の教育家が皆之を高唱してゐる。

1、道德的修養方面 遊戲は公明、勇氣、注意、努力、決斷、共働、社會的同情等の諸徳を養ふに適當なる機會を與ふるのみならず、又爭鬭本能を相撲に轉ずるが如く反社會的なる有害本能的傾向を有益なる方向に轉換、純化する作用をもつて

ある。

2、知的方面、知的遊戯は兒童の知識を増進し、觀察力、想像力、判斷力、推理力等を練磨す。

3、生理的方面 遊戯は兒童の運動性、活動性を發揮せしむるものなるを以て、知らず識らず筋肉の力と四肢の熟練とを獲得せしむ。

4、休養方面 遊戯の供する愉快な情調は精神に高尚なる慰安を與ふ。

遊戯取扱上に於ける注意

1、兒童の自由を尊重しなければならぬ。

2、危険なる遊戯を避けなければならぬ。

3、身體と精神との調和的發達を以てその目的としなければならぬ。

參考問題 訓練の意義を述べ且つ遊戯の際に行はるゝ訓練に付て記述せよ(尋准 東京)

全 訓練の方法として遊戯を論ぜよ (尋正 長崎)

全 遊戯の教育的價值を問ふ (本准 長崎)

2 作業

作業とは目的を有する心身の活動をいひ、之を精神的作業と身體的作業とに分つ。遊戯と相並びて學校に於ける兒童活動の一半を形成するものである。

遊戯は將來の實際的効果如何に關らず、活動其のものを目的とする身體又は精神の自發的活動をいふのである。従つて作業と遊戯とを比較すれば、作業は一定の目的を豫想し、其の目的を達成するために必要なる手段の選擇をなすもので、遊戯の如く自發的のものではない。即ち遊戯と作業との主要なる區別は自發的と否とに基づくものである。

作業と訓練との關係を考ふるに、作業は一定の目的を達せんがために障害を排し、努力によつて進行する活動であるから、即ち秩序的活動を營む點に於て遊戯と區別される。又精神的身體的練習を以て中心要素とし、作業の結果たる生産的價值を目的としない點に於て一般の職業と區別される。従つて作業は其の性質上遊戯と職業との中間に位し、兒童を遊戯の世界から職業の世界へ導く過渡の生活として、規律的の勤勞に耐へ、困難に抵抗する意志を養成するものとして學校訓練上特殊の位置を占むるものである。兒童の學校に於ける精神的勤勞は學習であるが、兒童は學習に従事すること

とによつて、消極的には自己の衝動、欲望を制止し、積極的には一定の目的を遂行し絶えず意志の修練を受ける。従つて學習は訓練の最も重要な手段である。次に校舎内外の掃除、學校園の手入れ、動物飼養等に於けるが如き身體的作業も亦身體の勞作に慣れしめ、意志の實行的習慣を養成する上に重要なものである。

作業を課する上の注意は

- 1、兒童の發達程度に應すべきこと。
- 2、結果の當否を點檢すること。
- 3、困難なる作業は模範を示すこと。

參考問題 遊戯と作業との差異如何(尋正 岐阜)

全 作業の教育的價值を述べよ(尋正 新潟)

3 訓練上の施設

- 一、校訓 一校の訓練の目標を示せるものである。この校訓は
イ、修身科の教訓と關係あるもの
ロ、修身科の内容中最肝要のもの

ハ、その郷土に於て訓練上特に必要と認めたるもの
以上の條件に適合したものでなければならぬ。

二、儀式 儀式には國民一般に關する祝日、大祭日に行ふもの、皇室に關する慶弔の場合に行ふもの、國家の記念日に行ふものと學校に關するものとある。いづれも訓練の好機會である。

三、會合 會合には朝會、自治會、反省會等訓練のためのもの、外學藝會、運動會、遠足會等がある。何れの場合に於ても訓練的の効果を收めることに努めなければならぬ。

參考問題 訓練上校訓及び級訓の意味如何(尋正 静岡)

4 命令 禁止

教師の意志を表明し、強制的に兒童の衝動的動作又は意志を抑制して教師の意志に服従せしむるものである。

- 1、命令は積極的に行爲を促す。
- 2、禁止は消極的に行動を止めしむ。

命令禁止に關する注意を擧ぐれば

- 1、兒童の程度を考慮すべきこと。
- 2、一旦命令を發した以上は斷乎として其の實行を要求しなければならぬ。
- 3、一時に夥多の命令禁止を發してはならぬ。
- 4、前後に矛盾撞着あつてはならぬ。
- 5、命令禁止には無條件に服従せしめなければならぬ。

5 訓諭

訓諭と命令禁止の異同を考ふるに兩者共に教師の意志を表明して兒童の意志を之に従はしめようとする點は同一であるが、訓諭は教師先づ希望を披瀝し兒童をして考慮せしめ彼等をして自發的に行動せしむるのが特色で命令禁止の如く強迫的でないことが其の主なる相異である。訓諭上注意すべきことは左の如くである。

- 1、兒童の將來を思ひ赤誠を以て爲すべきこと。
- 2、兒童の發達程度に適應しなければならぬ。
- 3、將來の奮勵心を鼓舞すべきこと。

- 4、利害の關係からのみ説示してはならぬ。
- 5、兒童の人格を尊重しなければならぬ。

6 看護

看護の目的は兒童に自由を與へ、唯その身體上精神上の危険を防止するにある。看護上注意すべきことは

- 1、教師と兒童と交際する形に於て行はねばならぬ。
- 2、初めは稍嚴にし漸次寛にするがよい。
- 3、惡に遠ざからしめると共に、時には誘惑に打勝ちことの愉快を覺えらせるがよい。

參考問題 看護の目的及び注意を問ふ(尋正 鳥取)

7 褒賞

褒賞は兒童の快感を善導して向上發展をすゝめて行くものである。従つて褒賞は兒童の善行に對する方便であるから之を得ることのために善行をなすが如く目的と方便とを顛倒しないやうに注意しなければならぬ。

褒賞の種類には

- イ、言語にて賞讃すること。
- ロ、賞状、賞品等を授くること。
- ハ、特別の待遇を與ふること（自由時間を與へたり、名譽の地位を與へたりすること）

褒賞に關する注意

- 1 濫賞を避くること。濫賞は反つて賞の効力を減殺するものである。
- 2 努力を賞し、天才を賞せぬこと。
- 3 賞は年齢の進むに従ひ次第に節減すべきこと。
- 4 授賞の當否、必要の有無、其の方法に就て深く意を用ひなければならぬ。

8 懲 罰

懲罰は不快感を利用して將來を戒飭し、非行を矯正するが目的である。兒童は之を恐れて非行を制止するに至り、終には遂に意志の習慣となつて知らず識らず非行を嫌惡するやうになるのである。罰を課する主義には次の如きものがある。

- 1、威嚇主義 犯罪者をこらすことよりも寧ろ他の一般の者を威嚇して罰の恐るべきことを知らしむ。
- 2、報償主義 因果應報の理により犯罪に對して賠償の意味で罰を課する。
- 3、改善主義 犯罪者を改悛せしむるを主目的とす。

然して以上の三主義中教育上に於ては改善主義をとらなければならぬ。懲罰の種類は次の如くである。

- イ、叱責
- ロ、利益の除去
- ハ、自由の束縛（禁足、留置等）
- ニ、名譽の罰（停學は最も重き罰である）
- ホ、體罰（小學校令第四十七條を以て禁止せらる）

懲罰に關する注意

- 1、體罰を加へざることを。

小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得、但

シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス(小學校令第四十七條)

- 2、個性(年齢、性別、氣質等)を酌量すること。
- 3、感情に走り私情を挟み公平を失はぬやうに心掛けること。
- 4、兒童が改悛せば教師は温情を以て之に接すること。

參考問題 教育上以何なる注意をなせば兒童の懲罰をして稀ならしむることを得るか(尋准 群馬)

全 賞罰の目的を問ふ

(尋准 新潟)

七、教育者の修養

教育者の修養上の三大眼目は

- 1、道德的修養(愛情、同情、權威、忍耐、快活、誠實、熱心等)教育事業は人を感化するにある。従つて教師は常に自ら修徳に心を致し、身を以て範を垂れ、其の徳性、善行に感化を與へなければならぬ。
- 2、知的修養 教師の知的修養の深淺は直接兒童の學業成績に影響を與ふるのみならず、教師の好學心は兒童の學習興味を刺戟することが頗る大である。

- 3、身體の鍛練 身體強健ならざれば忠實に其の職務を果すことが出來ない。即ち常に被教育者の模範となり、善良なる感化指導を與ふるに足る修養をつまねばならぬ。

尙教育者は地方の開拓者として學校の經營者としての修養をもつまなければならぬ。

參考問題 教育者としての修養に就て述べよ(尋正 福岡)

第二編 各科教授法

第一章 修身科

一 修身教授の目的

小學校令施行規則第二條に

修身科ハ勅語ノ趣旨ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

とある。之を(1)徳性の涵養と (2)實踐の指導とに分けて考ふるに、徳性の涵養は

- 1、道德的理想の授與。即ち道德に關する正しき思想を構成せしむること。
 - 2、道德的判斷の教養。
 - 3、道德的情操の養成。即ち正善を愛し、邪惡を嫌忌する感情を養ふこと。
- の三となり、實踐の指導は感情の陶冶となる。

参考問題 修身科教授の要旨を説明せよ(尋准 東京)

同

修身科と訓練との關係を論ぜよ(尋准 東京)

二 教材の選擇及び排列

修身教授に於ては先づ其の教材たる徳目を選定し、これに適する訓辭、例話、格言作法等を選択して適當に之を排列しなければならぬ。

小學校令施行規則第二條に

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ情操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハシコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシコトニ注意スヘシ

とある。國定小學修身書、は以上の旨趣によつて編纂されたものである。抑吾人の道

徳的理想とする所は教育に關する勅語にあるけれども、勅語の趣旨を十分に貫徹せんとするには更に之を敷衍して日常實踐しなければならぬ卑近なる諸徳を選定する必要がある。即ち實際の教授に當つては國民道德の中樞である忠君愛國の精神の涵養は言ふまでもなく、我が國體の特色とも言ふべき家族制、祖先崇拜、武士道（忠節、禮儀、武勇、信義、質素、廉耻等）等の精神を養成し、更に國民性の缺陷、時代の趨勢に鑑みて必要な諸徳の養成に努めなければならぬ。

尙成申詔書、精神作興に關する詔書は時代の風潮を矯正せられんとする御聖旨なれば特に修身教授上留意しなければならぬ。

例話は道德上の教訓を具體化する談話である。従つて例話は初歩の修身教授に於ける中心教材となる。

例話の種類は

- 1、事實的のもの……歴史的例話、偶發的例話
 - 2、想像的のもの……童話、寓話、假作物語
- 或は之を他の見地から

- 1、善を例示する積極的のもの
 - 2、惡を例示して反面から警戒を與ふる消極的のもの
- との二種に區別される。

例話の排列には徳目主義と人物主義との區別がある。

徳目主義は徳目を排列の基礎として諸徳の觀念上の順序を整へ之を系統的に教授しようとする主義である。即ち一言一行を目標として例話を選択するものである。此の主義の利とする所は諸徳の順序を正しく缺漏なく教授し得る點である。併し乍ら例話として選擇せる人物夥多に過ぎ、従つて斷片的に流れ、一人格として統一せる尊信の念を振起すことが出来ないのはその不利とする所である。

人物主義は先づ説話すべき少數の理想的人物を選択し、之を以て基本と定め、其の人の言行に關聯して教訓を與へるために便宜徳目を配當すべしと主張するものである。此の主義の利及び不利は徳目主義と相反するを以て、實際に於ては二主義共に相用ひて、各々其の長所を併せ取らなければならぬ。

訓辭は徳目の要旨を敷衍し行爲の規範となるものをいふ。

格言は先哲の言辭、俚諺、詩歌等教訓の要旨を簡潔有力に發表せるものをいふ。作法は態度、動作を練習せしめて社交上の良習慣を養成するにある。以上の教材の排列法は主として直進法によれども、重要な徳目は循環法を參酌する必要がある。

三 修身教授

修身教授には二つの主義がある。

1、理性主義 修身教授を以て道德的知見の啓發を主とすべしとするもの。
2、心情陶冶主義 道德的情操の陶冶を重んずべしと主張するもの。
併し乍ら二者の主張のみにては修身教授の目的を達成し得ざるを以て此の二主義を併用する必要がある。

教授一班の順序は具體的事實例話より入り、道德的判斷をなさしめつゝ進み、格言訓辭等に達し、最後に實踐の工夫をなさしめると共に、日常の行爲につき反省せしめて實踐上の指導を與へなければならぬ。

又修身教授は歸納法によるべきものではなく、反省と批判を主とすべき性質のものである。

四 修身教授上の注意

- 1、我が國民道德の美點及び國民性の缺陷に對し深甚の注意を拂はねばならぬ。
- 2、教材の研究につとめ主眼點を把握すること。
- 3、知識に偏せず、兒童の心情より心情に傳ふるの熱誠あるべきこと。
- 4、言語態度に注意すること。皇室に關する事項は謹嚴なる言語態度を以て説話しなければならぬ。
- 5、訓辭は兒童の日常生活に適合し兒童の肺腑を突く力あるべきこと。
- 6、格言は適當なる時機に提出し、記憶を確實にし、日常行爲の指針たらしむべきこと。
- 7、作法は日常須知のものを授け、平素の行動に應用せしむ。
- 8、地方的教材の有力なるものを補充し、偶發事項の活用につとめねばならぬ。

9、消極的事例即ち惡例を示すことはなるべく之を避け、積極的事項を用ひることに
つとめねばならぬ。

10、性別上の注意は五六年以上から考へるがよい。

11、最終學年には將來實際生活に入るべき用意を授けねばならぬ。

参考問題 修身科教授上の注意を擧げよ(尋准 岐阜、尋正 岐阜)

同 修身科教授に於て教師の言語態度は如何にあるべきか(尋准 埼玉)

第二章 國語科

一 教授の目的

小學校令施行規則第三條に
國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ
養ヒ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス
と定められてゐる。此の要旨を形式的方面と實際的方面とから考へて見ると次の如く

になる。

一、形式的方面

- 1、理解……言語、文字及文章によつて他人の思想感情を理解する……讀方
- 2、發表……言語、文字及文章によつて自己の思想感情を發表する……話方、綴方、書方

二、實質的方面

- 1、知識の啓發。
- 2、徳性の涵養 ㄱ、一般徳性の涵養 ㄹ、國民的志操の涵養。
- 3、趣味の養成

参考問題 國語教授の要旨を記せ(尋准 長野、福岡、静岡)

同 國語教授の實質的方面に於ける主なる任務を擧げてこれを説明せよ(尋准 東京)

同 國語教授の目的如何(本正 埼玉)

一一 教材

小學校令施行規則第三條に左の如く規定してゐる。
尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ
高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ
従つて國語科に於ける形式的教材を表示すれば左の如くなる。

- 形式的教材
- 1、發音及び口語
 - 2、文字 假名(片假名、平假名)音標文字 假名遣
 - 3、文章 漢字(形象文字)
 - 4、語法及び文法 口語體 文章體 書翰文體

實質的材料を表示すれば左の如くなる。

- 1、知識の啓發
 - 2、徳性の涵養
 - 3、趣味の養成
- 人事及び自然の兩限界にわたらねばならぬ。

參考問題 讀み方教授に於ける形式と内容との區別を例を擧げて説明せよ(尋准 東京)

第一節 讀方教授

一 教授の目的

普通の言語、日常須知の文字、文章を授け、他人の思想を正確に理解せしむると共に發音を正し、言語を練習し、書き方を示し、重要な文章、語法の一歩を知らしめ自己の思想を表彰する基礎を養ひ、及び實質的材料によつて兒童の心意を陶冶するを以て目的とす。

二 教材

小學校令施行規則第三條に

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ加フヘシ

と規定してゐる。現行小學讀本は如上の趣旨により(イ)國文學的要件 (ロ)實科的要件 (ハ)教育的要件を具備せるものである。尋常小學讀本には第一種、第二種、第三種の三種がある。

三 教授の方法

1、形式主義と内容主義

イ、形式主義 形式を主とし、内容に入らんとするもの。
ロ、内容主義 思想を先にし、言語を後にせよといふもの。
學年により、教材によつて兩者を適當に按排しなければならぬ。併し乍ら一般的に論ずれば形式の教授を主とし、内容を副としなければならぬ。

2、讀方(意義との關係に於て)

- イ、器械的讀方……素讀
- ロ、理解的讀方……達讀
- ハ、表情的讀方……美讀

3、同(形式より見て)

- イ、徐讀 聽者を感動せしむることを目的として行ふもの。
- ロ、速讀 讀方技能の練習を目的として行ふもの。
- ハ、範讀 素讀の練習後教師が達讀美讀の模範を示すもの。
- ニ、準讀 教師の讀方に準ひ、兒童を讀ましむるもの、劣等生の教授に有効である
- ホ、單讀 兒童を一人毎に讀ましむるもの、發音、誤謬の訂正に有効である。
- ヘ、共讀 教師兒童交互に讀みて他に回すものにて讀方練習に變化あらしむ。
- ト、齊讀 怠惰なる兒童又は劣等生を活動せしむる利益がある。
- チ、默讀 内容の把握を助け、速度を増進することが實證されたので、近來默讀の必要が盛んに主張されてゐる。默讀は高學年に適當してゐる。

4、話方教授

- イ、直譯的話方 字句通りに話すものにて、詩歌、韻文の如き材料は其の措辭修飾を教授したる後此の方法によることがある。
- ロ、意譯的話方 全文を理解したる後、字句に拘泥することなく、其の内容を自己

の言語にて發表するもの。一般には意譯的話方を用ひてゐる。

- 5、直觀教授 實物、標本、繪畫等につき兒童の知識を整理する。低學年の教授には特に必要である。

- 6、發音教授 同じく主として低學年の讀方教授に於て重要なものである。範讀に於ける發音の範唱、其の分解、結合、等の方法により正しき發音を習熟せしめ、又訛音、方言等の矯正を期さなければならぬ。

參考問題 讀方教授の方式を述べよ(尋准 岐阜)

同 話方教授の方法を記せ(尋正 福岡)

四 教授上の注意

- 1、教材の研究に注意すべきこと。
- 2、言語教授に注意すべきこと。往々國語教授が文字教授の弊に陥つてゐる。
- 3、摘書を有効に利用し、教授の徹底をはかること。
- 4、書寫練習を爲さしめ、文字を確實に收得せしむること。

- 5、讀方に留意し、單語、共讀、齊讀、默讀等其の場合に應じて適當に取扱はねばならぬ。

- 6、話方練習につとむること。
- 7、練習、應用、復習につとむること。
- 8、討議法等を用ひて教授に變化あらしむること。
- 9、辭書を使用させて自學自習の習慣を養成すること。
- 10、姿勢に注意し目の衛生に留意すること。

參考問題 讀方教授上の注意如何(尋准 群馬)

第二節 綴方教授

一 教授の目的

綴方は兒童の既得せる國語上の知識を應用して自己の思想を明瞭正確に表出する能力を得しむるを以て目的とす。

二 教材

一、文章の種類

- 1、叙事文は事件の繼續を時間的に物語るもの。
 - 2、記事文は事物の状態を空間的視覚的印象に訴へて記述するもの。
 - 3、説明文は事物の關係を説明するもの。
 - 4、議論文は或命題を證明するもの。
- 次に文章は又其の形式よりして之を普通文と書簡文とに分ち、更に此の兩者を口語體と文語體とに分つ。

二、文題

- 1、文題選擇の標準
 - イ、兒童の經驗したものから選ぶこと。
 - ロ、兒童の發達程度に適應し、發表すべき言語、形式を有するものより選ぶこと。
 - ハ、兒童の感興を有するものから選ぶこと。

2、文題の資料

- イ、讀本又は事實教科の教材中から求めること。
- ロ、周圍の事物から求めること。
- ハ、處生上必要なるものから求めること。

参考問題 綴り方文題選擇上注意すべき條件を述べよ(尋准 東京)
同 綴り方文題選擇の標準如何(尋正 和歌山)

三 教授の方法

教授法は多様なれども次の三種に區分することが出来る。

- 1、傳達法 低學年の教授に適する方法にして、即ち視寫法、聽寫法である。
- 2、補助法 内容又は形式の一方を補助整理し其の餘を工夫せしむるもの。(文段指示法、範文法、修辭法、共作法、敷衍法、省略法、改作法、連續法、填充法等之に屬す)
- 3、自作法 高學年の兒童に適する方法にして内容、形式いづれも限定せざるもの

参考問題 綴方教授の諸方法を舉げて之を説明せよ(尋正 山口)

四 教授の段階

- 1、出題
- 2、指導 事物の観察、思想の整理、語句の選定等の指導を與ふ。
- 3、批正 批正には自己批正、板上批正、簿上批正の三種がある。右の三段中自己批正は最も重要なものである。

参考問題 綴方教授に於ける階段を簡単に示せ(尋准 岐阜)

五 教授上の注意

- 1、綴方は兒童の思想感情を正確に表出せしむることにつとむること。
- 2、文題の選擇に留意すること。
- 3、推敲の習慣を養成すること。
- 4、兒童の文は叮嚀に檢閲し有効なる批正を爲すこと。
- 5、自己批正の習慣を養成せしむること。

参考問題 綴方教授上の注意(尋准 新潟、岐阜、東京)

第三節 書方教授

一 教授の目的

日常必須なる文字の書き方を知らせ、分明、整正、敏速、美麗に之を書寫するの能を與へ、兼て綿密、清潔、秩序の良習慣を養ふにある。

参考問題 國語科書方教授の目的を問ふ(尋正 群馬)

二 教材

- 1、教材は國定書き方手本による。
- 2、字體 小學校令施行規則第三條に
書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書、行書ノ二種トシ高等小學校

ニ於テハ尙草書ヲ加フ
と規程してゐる。

3、文字の大小 最初は先づ稍大なる文字を練習させ、此の間に文字の間架、結構、
運筆、筆法等を授け、漸次中字の練習に入り、終に細字に移るのが最も適當である

三 教授の段階

- 一、豫備 用具を整へ、配水し墨を磨らせる。教材の豫示。
- 二、教授(示範)
- 三、練習 此の間教師は机間巡視をしながら訂正する。

四 教授上の注意

- 1、姿勢、執筆に注意すること。
- 2、示範は有効なるべきこと。
- 3、清書の際には書き換を禁するがよい。

- 4、細字は速度練習を行ふことが大切である。
- 5、清潔に注意し、器物の出入に静肅なる習慣を養ふこと。

第三章 算術科

一 教授の目的

小學校令施行規則第四條に

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシム
ルヲ以テ要旨トス

と規定してゐるが之を詳述すれば

- 1、日常の計算に習熟せしむ
- イ、暗算に熟達せしめ日常簡易なる計算は之によらしむ。
- ロ、筆算により運算を正確敏活になさしむ。
- ハ、土地の状況により珠算を加ふ。

ニ、實驗、實測をなさしむ。

2、生活上必須なる知識を與ふ。

イ、度量衡、貨幣、租税等に關する知識を與ふ。

ロ、日用品の時價、賣買等經濟的の知識を與ふ。

3、思考を精確ならしむ。

イ、思考力を練磨す。

ロ、思考徑路を正確明瞭に發表せしむ。

參考問題 算術科の教授要旨を記せ(尋准 東京、神奈川、群馬)

同 算術科教授の要旨を説明せよ(尋正 静岡、東京)

同 算術教授の目的を説明せよ(本准 山口)

一一 教 材

小學校令施行規則第四條、算術教材に關する規定に曰く、

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ

授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小數
諸等數及簡易ナル分數、步合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ分數、步合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ、求積
ヲ授ケ又土地ノ狀況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ
之を略述すれば

(一) 數の種類

1、整數 2、小數 3、分數

(二) 算法の種類

1、四則 2、諸等數 3、比例、步合算、求積 4、日用簿記

(三) 計算の形式

1、暗算 2、筆算 3、珠算

暗算は計算の速度を大ならしめ、計算の豫備的基礎となるものなれども、心意を疲勞
せしむること大なるを以て日常の簡單なる計算を屢練習させなければならぬ。

以上は形式的教材について略述せるものであるが、小學校令施行規則第四條に

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ狀況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

と規定してある。これは實質的材料に關するものである。即ち小學校には形式的教材のみならず、事實計算と郷土算術を授くる必要がある。

参考問題 算術科教授の問題選擇上の注意要件を詳にせよ(尋准 兵庫)

同 暗算の必要及教授の方法を記せよ(尋正 鳥取)

三 算術教授上の主義

算術教授上の主義には直觀主義と數へ主義とがある。

直觀主義とは直觀的方便物に依頼して數の觀念を明瞭ならしめんとするものにして一數毎に悉く四則を行ひ、多方的に取扱ふとする多方主義と、實驗實測に出發して實際的に確實なる觀念を興へようとする實驗主義とがある。

數へ主義とは、數の觀念は或る標準的數量を出發點として其の上下に數ふることによつて築き上げられるものであるとして、數へること、十進法系列の理解を以て數

觀念收得上の主要な方法であるとするものである。

参考問題 算術教授上直觀主義と數へ主義との別を明かにせよ(尋正 東京)

四 教授上の注意

1、教授用書の「注意」を熟讀し、教授の主眼を逸せざること。

2、數字は正しく書くやうに練習せしめなければならぬ。

3、暗算に習熟せしむること。

聽的暗算、視的暗算等を課し、又筆算中にもなるべく暗算を利用せしめ計算の速度を増進せしめなければならぬ。

4、算式は分解式より總合式に進むやうに取扱はねばならぬ。

5、應用問題は自力にて思考せしめなければならぬ。

6、檢答を丁寧にすること。

7、實驗實測を重んずること。

8、優劣兒にはそれ／＼個性に應じた指導を興へなければならぬ。

9、珠算教授上特に注意すべきことは、珠算の長所は其の器械的な點にあるを以て、特に加減乗除の運算練習に重きを置き速算の習熟に努力しなければならぬことである。

10、練習帳を整理させるには特に檢閲する必要がある。

参考問題 算術教授の方法上注意すべき點を挙げよ(尋准 三重、埼玉)

同 算術教授をして有効ならしむるには如何なる點に最も注意すべきか(尋正 岐阜)

第四章 國史科

一 教授の目的

小學校令施行規則第五條に

日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タル志操ヲ養フヲ以テ要旨トス
とあるが、今之を實質的方面、形式的方面から考へて見ると次の如くなる。

1、實質的方面——國體の大要を知らしむ。

イ、國初より現時に至るまでの事歴の大要を知らしむ。

ロ、建國の体制、皇統の無窮、歴代天皇の御偉業、忠臣賢哲の事蹟、國民の勇武文化の由來、外國との關係等に留意して授く。

2、形式的方面——國民たるの志操を養ふ。

イ、忠孝の大義を明にし愛國の精神を涵養す。

ロ、道徳的感情を養ひ、道徳的判斷力を練り、道徳的意志の鍛練を爲す。

参考問題 日本歴史科教授の要旨を記せ(尋准 三重)

同 日本歴史を教授する目的に就て述べよ(尋正 兵庫)

一一 教材の排列

歴史教授の排列法には

甲、年代による排列法には年代的直進法(直進法、循環法)と年代的逆進法の二種がある。

乙、事實に基づく排列法には彙類体排列法、記傳体排列法、記事体排列法、開化史

体排列法の四種がある。

三 教授上の注意

- 1、教材の國定教科書を中心として、適切なる地方的材料を附加すること。
- 2、繪畫、地圖、標本等を活用し、なるべく直觀的に教授すべきこと。
- 3、あまりに分解的知的取扱に偏せず、熱のある教授をなすべきこと。
- 4、年代は重要なものを選定し、事實系列の目標となすべきこと。
- 5、史中の人物批判は公平なるべきこと。
- 6、豫備に於ては既知の知識を整理し、年代系譜觀念を明かにして教授の出發點としなければならぬ。
- 7、復演は能く要領を記憶させて、首尾の貫徹、因果の説明を謬らぬやうに注意しなければならぬ。
- 8、最近史は特に十分なる注意を以て授け、將來の國民たるものゝ覺悟を促さなければならぬ。

9、忠君愛國の精神涵養につとむること。

10、教科書を活用すること。

参考問題 日本歴史科教授上注意すべき要件(尋准 三重)

同 日本歴史科教授上注意すべき要項を説明せよ(尋正 群馬)

第五章 地理科

一 教授の目的

小學校令施行規則第六條に

地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス
と規定してある。即ち

一、實質的方面

- 1、地球表面及び人類生活の狀態に關する知識の一斑を得しむ。
- イ、自然地理の大要を知らしむ。

- ロ、人文地理の概要を知らしむ。
- ハ、自然と人文との関係を知らしむ。
- 2、本邦國勢の概要を理解せしむ。
- イ、我が國力の概要を知らしむ。
- ロ、外國との比較を爲す。
- ハ、世界に於ける我國の地位を知らしむ。

二、形式的方面

愛國心の養成につとむ。

イ、愛國心の喚起。

ロ、人類的心情の陶冶。

参考問題 地理教授の目的を示せ(尋准 岐阜、三重、北海道)

同 地理教授の目的及價値を述べよ(尋正 和歌山)

同 地理教授の目的を述べよ(尋正 埼玉)

二 教材の選擇及び排列

地理科教授材料の教則規定の内容によつて(イ)日本地理 (ロ)外國地理 (ハ)内外地理の補習 (ニ)自然地理の四となり、之を學術上より分類すれば自然地理、人文地理の二となる。

小學校令施行規則第六條は次の如く規定してある。

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテハ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授クヘシ

地理科教材の排列法には分解法(全部より部分に及ぼす排列法)總合法(一部々々取扱へる後之を綜合して全部の總觀を授くる排列法)總合分解法(前二者を併用折衷

せる排列法)循環法(圓周擴張法、直進法)とある。

参考問題 時局に鑑み地理科教材並に教授上特に留意すべき諸點を述べよ(尋正 群馬、岐阜)

三 教授上の主義

- (1) 郷土主義——教授の出發を郷土に置かんとするもの。
- (2) 比較主義——外延的比較——名稱又は數量に關する比較をするもの。
内延的比較——自然と人事とに通ずる理法を推究するもの。

四 教授上の注意

- 1、郷土誌を地理教授の出發點とし、本邦地理を其の中心點としなければならぬ。(郷土誌の教授方法は先づ學校所在地域の自然及び人事、天象等の基本的のものにつき、適當に教材を選択し、尙國語教授を附帶して地圖と對照して記號を知らせ、地圖を讀むことに慣れさせ、尋常五年の地理教授に連絡させなければならぬ。)
- 2、地文と人文との相互關係に留意すること。

- 3、地圖、繪畫、標本等を活用し直觀的に教授すること。
- 4、地圖は全國と部分圖とを具へ、相對照しつゝ教授すること。
- 5、經濟的方面に力を注ぐこと。即ち生業物産に力を入れなければならぬ。
- 6、開化地理の材料は常に變動するものであるから最新のものを授けること。
- 7、地理實習を課すること。
- 8、他教科(歴史、理科等)と連絡をとること。

参考問題 地理科教授上の注意を述べよ(尋准 三重、北海道)

第六章 理科

一 教授の目的

小學校令施行規則第七條に

理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ關スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要

旨トス

と規定してある。今之を實質的方面、形式的方面に分けて考へると次の如くなる。

一、實質的方面

1、通常の天然物及び自然現象に關する知識の一斑を得しむ。

イ、通常の天然物……動物、植物、礦物の一斑。

ロ、通常の自然現象……物理現象、化學現象の一斑。

2、相互關係及び人生に對する關係の大要を理解せしむ。

イ、天然物相互、自然物相互、天然物と自然現象との關係。

ロ、天然物及び自然現象と人類との關係

二、形式的方面

觀察を精密にし、自然を愛する心を養ふ。

イ、實物、標本、實驗等の觀察により觀察力を練り、兼て思考力を修練す。

ロ、自然美を感得せしむ。

參考問題 理科教授の要旨を説明せよ(尋准 東京)

同 理科の要旨を記して詳説せよ(尋正 岐阜)

同 理科教授の形式的目的を説明せよ(尋正 埼玉)

同 理科教授の目的を詳説せよ(本正 新潟)

一一 教材

小學校令施行規則第七條に

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ女子ノ爲ニハ家事ヲ併セ授クヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ

知ラシムヘシ

とある。而して此の規定に基づく博物教材選擇の標準を列記すれば

- 1、一群を代表するに足るものをとること。
- 2、郷土材料をとること。
- 3、人生に最も有益なる實用的材料をとること。
- 4、自然界に於て有機的關係を表明するに足る簡單にして顯著なる生活團體をとること。
- 5、人類の構造生理の理法を授けること。

理科學材料選擇の標準は

- 1、重要な基本的理法をとること。
- 2、特に人生の開化的事業を理解せしむるものをとること。
- 3、簡單にして理解し易く、複雑な器械裝置を要せぬもの。

家事材料選擇の標準は

- 1、家政に必須なる知識技能を授くるに適切なるものをとること。

- 2、社會の各階級に通じて最も必要なものをとること。

三 教授上の主義

理科教授上に於ける主なる主義は次の如くである。

- 1、**發見主義** 兒童自身をして發見、發明させようとするもの。
- 2、**直觀主義** 博物教授の如く實物の直觀を根本とするもの。
- 3、**實驗主義** 兒童をして自ら實驗觀察せしめ、記載、考察せしめようとするもの。
- 4、**實習主義** 家事材料の如く兒童をして實習せしめようとするもの。

参考問題 理科教授に於て何故に實驗觀察を重するか(尋正 岐阜)

同 理科教授に於ける發見的取扱と檢證的取扱との長所短所を述べよ(尋正 沖繩)

四 教授上の注意

- 1、發明、發見的に教授し、注入的なるべからず、又工夫創作の力を練ることにつとめなければならぬ。

- 2、博物的材料は観察を中心として授くべきこと。
- 3、理化的材料は実験を中心として授け、明確に理解せしむることにつとむること。
- 4、人生の關係を重視すること。
- 5、なるべく効外教授を爲し、自然に接せしむること。
- 6、実験はなるべく豫備実験を試みるがよい。
- 7、劇薬使用の場合は充分注意しなければならぬ。

参考問題 理科教授上注意すべき點を挙げよ(尋准 廣島)

同 理科教授上特に注意すべき事項につきて述べよ(尋正 山口)

第七章 圖畫科

一 教授の目的

小學校令施行規則第八條に

圖畫ハ通常ノ形体ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨

トス

と規定してある。之を形式的方面と實質的方面とから分類すると次の如くなる。

一、形式的方面

- 1、通常の形体を看取せしむ。……眼の練習、
- 2、正しく畫く能を得しむ。
 - イ、描寫技能の練磨をなすこと。
 - ロ、緻密、正確、清潔等の習慣の養成。
- 3、美感を養ふ。
 - イ、形体及び色彩に對する美感を養ふこと。
 - ロ、美的趣味の向上をはかること。

二、實質的方面

- 1、形象の觀念、描寫法の知識の授與。
- 2、彩色の觀念の授與。

参考問題 圖畫教授の目的を問ふ(尋准 三重)

一一 教材

小學校令施行規則第八條に尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形体ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形体ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得と規定されてゐる如く、兒童の經驗界に於て其の嗜好に適する簡單なるものから、漸次複雑なるものに入ることが最も適當である。

圖畫には次の如き種類がある。

- 1、自在畫—臨畫、寫生畫、思想畫（隨意畫、記憶畫、考案畫）
- 2、用器畫—幾何畫、投影畫、透視畫

而して右の中臨畫は描寫方法の會得と技術の練習を主眼とし、寫生畫は實物特徴の認識看取を主眼とし、考案畫は工夫、着想、配合、着色の練習を主とするものである。

三 教授上の注意

- 1、特に寫生畫に重きを置くこと。
- 2、示範、説明は有効なるべきこと。
- 3、批正は親切周到なるべきこと。
- 4、消ゴムは漸次之を用ひざるやうに注意すること。
- 5、姿勢を正しくせしめ、視力の疲勞を避くること。
- 6、机上の整頓に注意し、清潔の習慣養成に注意すること。

参考問題 圖畫教授上の注意を問ふ（尋准 三重）

第八章 手工科

一 教授の目的

小學校令施行規則第十二條に

教育大全

手工ハ簡單ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

と規定してある。此の趣旨を敷衍すれば次の如くなる。

一、形式的方面

- 1、簡易なる物品を製作するの能を得しむ。
- イ、日常生活に必須なる物品を製作する能を得しむること。
- ロ、眼と手との練習を爲すこと。
- ハ、物體に關する觀念を正確ならしむること。
- 2、工業の趣味を長す。
- イ、意匠を練ること。
- ロ、工業の趣味を助長すること。
- 3、勤勞を好むの良習慣を得しむ。
- イ、勤勞を愛する精神を涵養す。
- ロ、勤勞に慣れしむること。

二、實質的方面

原料、工具、物品等に關する知識の授與。

二 教材の選擇及排列

小學校令施行規則第十二條に

手工ハ紙、糸、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシと規定されてゐる。今右の規定によつて手工教材の主なるものを列舉すれば
豆細工、紙細工(折紙細工、切貫細工、厚紙細工)糸細工、粘土細工、竹細工、木工
金工、製圖

の六種となる。而して教材選擇の要件を擧ぐれば次の如くである。

- 1、材料はなるべく其の製作の種類一般を代表するものを選択すること。
- 2、地方的材料を選択すること。
- 3、考案工夫の餘地多く、製作上の知識技能の基礎を養ふべき材料を選択すること。

- 4、實用と美的陶冶とを兼ねたる材料を選択すること。
- 5、児童の経験界に於て嗜好に適したるものを選択すること。
教材の排列は主として段階的に排列して簡易なるものより始め漸次困難なるものに及ぼすべきも又多少循環的に排列する必要がある。

三 教材の取扱

教授法には種々ある。主なるものを列挙すれば模倣製作、構成製作（臨圖製作、改作）自由製作、記憶製作、共同製作等である。製作の方法はなるべく児童の自己活動を尊重し、創作を主眼としなければならぬ。

参考問題 手工教授に於ける教材取扱の順序を示せ（尋准 岐阜）

四 教授上の注意

- 1、示範、説明は有力なるべきこと。
- 2、机間巡視を爲し批正につとむべきこと。

- 3、訓練的效果を収むることに注意すべきこと。
- 4、用具の取扱保存に注意すべきこと。
- 5、工業趣味の養成につとむべきこと。
- 6、創作に重きを置くこと。

第九章 唱歌科

一 教授の目的

小學校令施行規則第九條に

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ
要旨トス

と規定してある。今之を形式的方面と實質的方面とから考へて見ると次の如くなる
一、形式的方面

- 1、平易なる歌曲を唱ふことを得しむ。

- イ、平易なる歌曲を唱ふ技能を得しむ。
- ロ、耳及び發聲器官の練習を爲すこと。
- 2、美感を養ひ、徳性の涵養に資す。
 - イ、聲音、律動の美を愛する情を養ふ。
 - ロ、徳性の涵養につとむること。

二、實質的方面

- 1、歌詞の解釋に關する知識を授くること。
- 2、音樂上の記號に關する知識を授くること。

一一 教材

小學校令施行規則第九條に
尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音
唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ
と規定されてゐる。即ち唱歌の材料は歌詞及び歌曲の二より成立してゐるのである。

教授材料は文部省檢定済の唱歌中より選擇し、各學年に配當すべきである。

参考問題 小學校に於ける唱歌教材の選擇に就き留意すべき點如何(專正 埼玉)

三、教授の方法

- 1、聽唱法……幼年兒童の教授に適當す。
- 2、視唱法(略譜視唱法、本譜視唱法)……尋常小學校に於ては略譜視唱法により、高等小學校に於ては本譜視唱法によるを適當とす。

四 教授上の注意

- 1、音階音程練習をゆるがせにせざること。
- 2、胸聲、喉聲、頭聲の三種中小學校に於ては喉聲を主とし他を加味するがよい。
- 3、發聲器に疾病あるもの又は變聲期の兒童には歌はせぬがよい。

- 4、歌謠は純正なるものを選ぶこと。
- 5、説明には餘り多くの時間をとらざること。
- 6、拍節法、踏節法、叩節法等により拍子をとらせること。幼年兒童には拍節法が最も適當してゐる。
- 7、立唱を本體とし、時に座唱を加ふること。
- 8、空氣の鮮否を考へ、姿勢を端正ならしむること。

第十章 體操科

一 教授の目的

小學校令施行規則第十條に

體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ目的トス

と定められてゐる。即ち

一、身體的方面

- 1、身體の各部を均齊に發育せしむること。
- 2、姿勢を端正ならしむること。
- 3、四肢の動作を機敏ならしむること。
- 4、全身の健康を保護増進すること。

二、精神的方面

- 1、精神を快活ならしむること。
- 2、剛毅の精神を養ふこと。
- 3、規律を恪守する習慣を養ふこと。
- 4、協同一致を尙ぶの習慣を養ふこと。

参考問題 體操科教授の要旨を述べよ(尋准 秋田、東京、岐阜、静岡)

同 體操教授の目的を問ふ(尋正 福岡)

二 教材

體操科の教材は小學校令施行規則第十條に次の如く規定されてゐる。
尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ
土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

1、體操の基本運動は左の如くである。

下肢の運動	跳躍運動
上肢の運動	軀幹運動
頭の運動	呼吸運動
胸の運動	平均運動
腹の運動	懸垂運動

背の運動

- 2、教練……步兵教練の初歩。
- 3、遊戲……個人的遊戲、團體的遊戲、競争的遊戲、非競争的遊戲、器具を要する遊戲、器具を有せざる遊戲。
- 4、戶外運動……フットボール、ベースボール等。
- 5、其他……徒歩練習、水泳、ボート等。

三 教授上の注意

- 1、教師は完全なる模範を示すこと。
- 2、運動の段階はイ、始の運動(準備運動) ロ、中の運動(主運動) ハ、終の運動(整理運動)の三方面にすること。
- 3、各運動の要領を會得せしむること。
- 4、遊戲材料を精選すべきこと。
- 5、體操精神の持續につとむること。

- 6、児童の服装に注意すること。
- 7、遊戯を以て訓練の機会として利用すること。
- 8、病弱児童に注意を拂ふこと。
- 9、戶外運動に伴ふ危険に注意すること。

参考問題 體操科教授上の注意如何(尋准 岐阜、東京)

同 體操科教授の段階を説明し注意すべき事項を挙げよ(尋正 埼玉)

第十一章 裁縫科

一 教授の目的

小學校令施行規則第十一條に
裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以
テ要旨トス
と定められてある。即ち

一、實質的方面

- 1、衣類の縫ひ方裁ち方等の知識の授與。
- 2、積り方、服地等に關する知識の授與。

二、形式的方面

- 1、衣類の縫ひ方裁ち方等の技能の習熟。
- 2、節約利用の習慣の養成。
- 3、秩序、綿密、忍耐等の習慣の養成。

一一 教材

小學校令施行規則第十一條に
尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ初メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、
繕ヒ方等ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ
方繕ヒ方ヲ授クヘシ

とある。裁縫教材の主要なるものを列記すれば

- 1、尋常小學校
袋、雜巾、風呂敷、紐、前掛、涎掛、襦袢、單衣、裕(一ツ身)袖無、羽織。
- 2、高等小學校
單衣、裕(三ツ身、四ツ身本裁)、綿入、羽織、綿入羽織。

參考問題 裁縫科の教材選擇上の注意を問ふ(專正 廣島)

三 教授上の注意

- 1、材料をよく準備せしむること。
- 2、運針練習につとむること。
- 3、標本、説明圖等の活用を爲すべきこと。
- 4、個式的指導につとむること。
- 5、用具の整頓に注意すべきこと。
- 6、姿勢に注意すること。

參考問題 小學校に於ける裁縫教授上の注意を述べよ(專正 廣島)

第十二章 農業科

一 教授の目的

小學校令施行規則第十三條に次の如く規定されてゐる。

農業ハ業農ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

即ち實質上に於ては農業に關する普通の知識を與へ、形式上に於ては農業に對する趣味を涵養し兼て勤勉利用の心を養成するにある。

一 教材

農業科の教材は小學校令施行規則第十三條に次の如く定められてゐる。

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ
農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適

切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ
水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

三 教授上の注意

- 1、理科、地理科等と連絡を保つこと。
- 2、實習地を設け試作實習をなさしむると共に勤勞を貴ぶ精神の養成につとむること
- 3、なるべく實驗、實習をなさしむること。
- 4、實習日誌を記載せしむること。
- 5、農業經濟の觀念養成につとむること。
- 6、農民に必要な精神の陶冶につとむること。

第十三章 商業科

一 教授の目的

・小學校令施行規則第十四條に次の如く規定されてゐる
商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
即ち實質上には商業に關する普通の知識を與へ、形式上には勤勉・敏捷及び信用を重んずる習慣を養成するにある。

二 教材

小學校令施行規則第十四條に
商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ
と定められてゐる。即ち主なる教材は(1)商事要項 (2)商業簿記の二となる。

三 教授上の注意

- 1、實習を課すること。
- 2、他教科と連絡をとること。
- 3、なるべく見學させること。
- 4、珠算の運用に熟達せしむること。
- 5、商業道德の養成につとむること。

第十四章 家事科

一 教授の目的

家事は家事に關する普通の知識を得しめ、家事の趣味を長じ兼て節約、利用、秩序清潔の習慣を養ふを以て要旨とす。

一二 教授の材料

家事は衣食住、看病、育兒其他一家の經濟等に關する事項の概要を授くるにある

三 教授上の注意

家事を授くるには特に理科との聯絡に注意し、又實習に重きを置き、土地の情況に適切ならしめなければならぬ。

第十五章 外國語科

一 教授の目的

外國語は日常簡易の英語を習得せしむるを以て目的とす。

一二 教授の材料

外國語は發音、綴字より始め、簡易なる文章の讀み方、話し方、綴り方、書き方を授くるにある。

三 教授上の注意

外國語を授くるにはなるべく日常の生活に關聯せしめて其の理解を容易にし、練習に重きを置かなければならぬ。

第十六章 複式教授

複式學級制とは二個年以上、程度の相異なる兒童を合せて一學級を組織することをいふ。従つて通常の單式學級と趣を異にし其の教授は甚だ複雑である。

- 1、同教科同程度の教材を授くる場合は小學校令施行規則第二十一條に尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得との規定の趣旨によれるものにして、教師の教授力を分割すること少き故に直接教授をなす得ること。他組の兒童の活動によつて兒童の注意を攪亂すること少く、又準備の爲に教師の力を分割すること少きこと等の利益あれども發達の程度を異にする兒童に同一教材を授くることは大なる短所である。
- 2、同教科異程度の教材を授くる場合には各組の兒童の發達程度に適したる教授を施

すことを得、同時に異教材を授くる場合よりも間接教授少く、又他兒童の注意を攪亂すること少きを以て複式教授に於て最も適當なる方法である。

- 3、異教材を同時に授くる場合は各組の兒童に各適切なる教授を施すことが出来るが教師の教授力を分割すること多く、又兒童の注意力を攪亂すること多く、適當なる日課表の調製が困難であることが其の缺點である。

第十七章 單級小學校の教授

單級小學校に於ける教授上の主なる注意は次の如くである。

- 1、訓練は單級小學校に於ける生命であるから、常に最も注意を拂はなければならぬ
- 2、教師は準備に力を入れなければならぬ。
- 3、教師は教授の主位となる組を豫定すること。
- 4、なるべく兒童に自働的作業を課すること。
- 5、教材の基本的知識の收得に力を入れること。

第三編 學校管理法

第一章 學校管理法の意義

學校管理法は主に新教育令に準據し、教育の學理に基づき、學校をして完全なる教育所たらしめ、教育の實効を擧ぐる方法を研究するものである。

學校管理法は即ち教育科の實際的方面に屬するものにして、其の研究すべき範圍は頗る廣く、教育制度を始め、學校の設置、設備、編成、教科等より兒童の就學、職員衛生、經濟、表簿等に至るまで實際的事項の一切を含んでゐるのである。

參考問題 學校管理法の意義及講究の範圍を記せ(尋正 岐阜)

第二章 教育制度

一 國家及自治體と教育

1、國家と教育 國家の存立繁榮は教育の普及發達と伴ふものである。従つて國家

は健全なる國民を養成する爲に其の要綱を規定して國民の思想、感情を統一し、其の團結を強固にせんと努力しつゝあるのである。

2、國政事務 國家と教育との關係は前述せる如くなるを以て、教育に關する事務は所謂國政事務に屬する。國の教育事務に屬するものは小學校の目的、種類、修業年限、教科、編制、設置、設備、就學義務、教員の資格、費用の負擔及び授業料等に關する事柄の規定、處置等である。

3、市町村の教育事務 又教育は地方の情況に適應せしむべき必要あるを以て幾多の事務は之を市町村自治体に委任してゐるのである。

自治体が國家から委任されて當然處理しなければならぬ市町村の教育事務は主として校地の選定、校舎の建築、修繕、書籍、器具の購入、俸給、旅費の支辨等である。

參考問題 市町村の處理すべき教育事務を問ふ(尋正 岐阜)

一一 教育行政機關

1、文部大臣 教育學藝及び宗教に關する事務を管理する官廳にして教育行政の最高

機關である。

〔註〕官廳とは自然人を以て組織し、法令の規定により行政事務について國家の意志を規定し、之を外部に發表する機關である。

文部大臣の補助機關には政務次官、次官、參與官、局長、參事官、秘書官、書記官、督學官、圖書監査官、技師、屬及び技手等あり、各上官の命を受けて事務を分掌す。諮詢機關として別に教育課査會がある。

文部省は大臣官房、專問學務局、普通學務局、宗教局の四部に分る。普通教育に關する事務は普通學務局之を掌る。

教育學事の視察は督學官之に當る。

2、府縣知事及道廳長官 府縣知事及道廳長官は教育に關しては文部大臣の指揮、監督を受け、其の管内に於ける教育行政事務を掌る。

3、郡長及島司又は支廳長 郡長及島司又は支廳長は地方長官の指揮、監督を受けて其の管内に於ける教育行政事務を掌る。其の補助機關としては郡長には郡書記、郡

視學がある。(郡制廢止となれば郡長其の他の事務は當然縣廳に歸することになる)

府縣視學及び郡視學の學事視察要項は

一、教育に關する勅語の主旨の實際に行はるゝ狀況

二、町村に於ける教育行政の狀況

三、學校教育の狀況

四、學校衛生の狀況

五、學事關係職員職務の狀況

六、學事集會の狀況

4、市町村長又は市町村學校組合長、町村學校組合長、市町村長又は市町村學校組合長、町村學校組合長は知事、郡長の指揮を受けて市町村の教育事務を管掌す。

補助機關には助役、市町村吏員及び名譽職の常設の學務委員がある。學務委員に關しては小學校令施行規則に次の如くに規定してある。

第百八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員八十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得

第百八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者町村學校組合管理者、區長並ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ陳述ス

- 一、就學督促ニ關スルコト
 - 二、家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
 - 三、就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
 - 四、設備ニ關スルコト
 - 五、經費豫算ノ調製ニ關スルコト
 - 六、授業料ニ關スルコト
 - 七、學校基本財産ニ關スルコト
 - 八、教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目選定ニ關スルコト
 - 九、修業年限ニ關スルコト
 - 十、補習科ノ設置廢止ニ關スルコト
- 第百八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス

補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

參考問題 學務委員の任務を問ふ(尋正 岐阜、鹿兒島)
同 本縣教育行政機關の概要を説明すべし(尋正 沖繩)

三 學校の種類及系統

一、普通教育

- 1、幼稚園 満三歳より學齡までの幼兒を保育する所
- 2、小學校 (尋常小學校……修業年限六ケ年(義務教育) 高等小學校……修業年限二ケ年乃至三ケ年)
- 3、中學校……修業年限五ケ年
- 4、高等女學校……修業年限四ケ年乃至五ケ年
- 5、實科高等女學校 (イ、修業年限四ケ年(尋常小學校卒業生) ロ、三ケ年(高等小學校第一學年修了生) ハ、二ケ年(高等小學校第二學年修了生))

二、實業教育

- 1、甲種實業學校……農學校、工業學校、商業學校等修業年限三ケ年トす一ケ年又は二ケ年を延長し得(高等小學校卒業生豫科を附設せる學校は尋常小學校卒業生)
- 2、乙種實業學校……農業學校、商業學校、商船學校、及徒弟學校等修業年限四ケ年以内(尋常小學校卒業生)
- 3、實業補習學校、卑近なる實業教育を授け普通教育の補習を爲す所(尋常小學校卒業生)

三、専門教育

- 1、高等學校又は大學豫科……修業年限三ケ年（中學校第四學年修了生）
- 2、大學……修業年限三ケ年乃至四ケ年（高等學校卒業生その他）
- 3、各種専門學校、高等農林學校、高等商業學校、高等工業學校、醫學專門學校、鑛山専門學校、蠶糸専門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校等修業年限三ケ年以上とす。

四、師範教育

- 1、師範學校 本科……第一部修業年限四ケ年（高等小學校第三學年卒業生）第二部修業年限一ケ年乃至二ケ年（中學校又は高等女學校卒業程度）
- 2、高等師範學校……修業年限四ケ年（師範學校、中學校、高等女學校卒業程度）

五、特別教育

- 1、學習院、神宮皇學館……宮内省所管
- 2、大學校、士官學校、幼年學校、經理學校……陸軍省所管
- 3、大學校、兵學校、機關學校、經理學校……海軍省所管
- 4、水産講習所……農商務省所管
- 5、商船學校、遞信省官吏養成所……遞信省所管

近來大學令、専門學校令等によつて昇格せる私立學校多く其の數枚學に違なき程である。

参考問題 學校の種類及系統を表にて示し特に中等學校以上の目的を略記せよ（尋正 岐阜）

第三章 小學校の種類

一、教科による種類

- 1、尋常小學校 義務教育を施す所であるから學齡兒童は悉く入學しなければならぬ。
- 2、高等小學校 尋常小學校卒業生を入學せしめ普通教育を授くる所である。
- 3、尋常高等小學校 尋常小學校と高等小學校とを一校に併置したるもの。

二、經費負擔による種類

- 1、市町村立小學校 市町村、市町村學校組合、町村學校組合、學區の負擔を以て設置せる學校をいふ。
- 2、私立小學校 私人の經費を以て經營する學校をいふ。
- 3、府縣立師範學校附屬小學校、又は高等師範學校附屬小學校の如く府縣費又は國費を以て設置する小學校もある。

三、學級編制による種類

- 1、單級小學校 全校兒童を一學級に編制せる學校をいふ。
- 2、多級小學校 全校兒童を二學級以上に編制せる學校をいふ。

第四章 小學校の設置

尋常小學校の設置義務に關しては小學校令第六條に次の如く規定されてゐる。

市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

而して資力薄弱なる場合に關しては同第七條に次の如く規定してゐる。

郡長ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

兒童數過少なる場合に關しては同第八條に

郡長ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學道程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

- 一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
- 二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委

託セシムルコト

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

尋常小學校數並位置の指定に關しては同第九條に

市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ郡長ニ於テ町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ

學校組合の設定變更及解散と教育事務の委託及解散に關しては同第十條に次の如く規定してある。

第七條又ハ第八條ニ依リ郡長ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ、組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條ニ依リ郡長ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

尙同第十二條に

一、郡より町村へ補助し得ざるとき

二、府縣より郡市へ補助し得ざるとき

には尋常小學校設置及教育事務委託の義務免除の場合を規定してある。

高等小學校の設置、廢止、私立小學校の設置廢止に關しては同じく次の如く規定してある。

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得前

項ノ町村學校組合ヲ設ケムトスルトキハ組合規約ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五章 小學校の教科

一 教科目

小學校令に次の如く規定されてある。

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲

ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁

縫ヲ加フ

前項教科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得
前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得
之を表解すれば左の如くなる。

一、尋常小學校

必修科目(修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、(女))

加設科目……圖畫(尋一、二)、手工

二、高等小學校

必修科目(修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操、裁縫、(女) 業、家事、(女)ノ内一、數)

加設科目……手工、農業、商業、家事(女)、圖畫、外國語、其他

選擇科目……加設科目

隨意科目……加設科目

參考問題 選擇、加設科目とは何ぞ(本准 福岡)

同 選擇科目を説明せよ(本正 埼玉)

一一 教科課程

教科課程は教科案と同じ語である。即ち學校に於て教授すべき材料を秩序正しく排列したるものである。教科課程について考慮すべき主なる要件は大凡次の如くである

- 1、必要にして過不及なき教科目の數
- 2、各教科目に配當すべき時間數
- 3、是等の教科を全學年に亘りて排列する方法
- 4、各教科内一々の材料の選擇
- 5、選擇せる教材の排列方法
- 6、各教科の材料の聯關

小學校に於ける現行教科課程は小學校令施行規則第四號乃至第六號表參照。

參考問題 教科課程表につきて説明せよ(本准 福岡)

三 教授細目 教案 日課表

一、教授細目

教科課程、教科用書、及び教授の期間等は法令によつて、劃一的に制定されたものであるから、此の課程の範圍内に於て土地の情況、兒童の發達、學級編制等の事情により教科の選擇、排列を爲し、直ちに之によつて教授し得る指針を豫定しなければならぬ。此の豫定を教授細目といふのである。

教授細目編制上の原則

イ、各教科目の教材を各單元につきて研究し、土地の狀況、學級の狀況、兒童の事情等によつて、その教授時間を調査し、後之を一學年間の週數又は小期數に配當すること。

ロ、補充材料、參考資料等を記入し置き、教具、參考書等をも記入し置く必要がある。

ハ、教材の排列は其の季節に適應せしめなければならぬ。

ニ、教材の排列は一教科目中に於て聯絡を有するのは勿論、他教科との聯絡に注意すること。

ホ、反復練習の時間を適當に設け置くこと。

ヘ、時々修正を施し、時勢の進歩に適應させなければならぬ。

参考問題 教授細目とは如何なるものか且つ其の必要を述べよ(尋准 岐阜)

同 教授細目制定の職權を學校長に委任したる理由及び教授細目編制上考慮すべき點を列記せよ

(本正 東京)

二、教案

各教材の單元を適當の時間に配當して、其の教授の目的、順序、方法等を豫定せる草案を教授案又は略して教案といふのである。教授案の様式は大凡、(1)目的 (2)教材 (3)教法の順序によつて記述し、教法は尙之を教授段階に區分し、なるべく教材と教法とを並行して記入するを便宜とす。教案には研究案と日常案との別がある。研究案は細密に調製せるものにして、日常案は簡單明瞭を旨とし、日常の使用に便にせるものである。いづれも兒童に對し適切有効なる教授を爲すために調製するものなることを牢記しなければならぬ。

参考問題 教案製作の要式を示し且之を簡單に説明せよ(尋准 岐阜)

同 教案の必要なる理由を述べよ(本准 兵庫)

三、日課表

日課表は又教授時間割ともいひ、規定の毎週教授時數に應じ、各教科目の教授を毎週の日時に配當した表である。

日課表調製上の原則

イ、兒童の疲勞、注意力の持續及び教科の難易、休憩時間、授業の終始等心理的教育的衛生的の各方面の科學的研究に立脚すること。

ロ、地方及び學校の特殊的事情を考慮すること。

之を詳述すれば

イ、教科目はなるべく適當の間隔を保たしむべきこと。

ロ、兒童の心的活動の盛なる午前には情操教科に屬する修身、思考教科に屬する算術の如きを第一時又は第二時に課し、技能教科に屬する圖畫、手工、書方の如きは午後に課するを有利とす。

ハ、心力疲勞の轉換に注意し、心力を勞すること多き教科と少き教科とを交互に課すること。

ニ、日課表は一學級を本位とすれども、尙隣接教室、特別教室との關係及び全校の利害を考慮しなければならぬ。

參考問題 日課表調製の原則を記せよ(尋正 鳥取)

同 日課表調製の要件を述べよ(尋正 新潟)

四 成績考查

兒童の成績考查の目的は(1)教師が教授の効果を鑑み將來の教育上の參考に資し(2)兒童に自己の力及び進歩の度を知らしめて奮勵を促し (3)各學年の課程の修業又は教科の卒業を認定するにある。

考查は身體、操行、學業の三者につきて行はなければならぬ。身體の考查は法定の身體検査の外、時々検査を行ひ、各兒童の身體の發育情況を知る必要がある。操行の考查は兒童の學校、家庭等に於ける行動を觀察調査し、訓練の材料とし、或は訓練の徹底の程度如何を知り、反省の資料とするにある。學業の考查は兒童各自の教授によつて得た知能の發達程度を知るにある。

尙學業成績の考查に關しては小學校令施行規則第二十三條に次の如く規定されてゐる。

小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

學校長は修業年限の終りに於て卒業證書、修業證書、學習證書を與ふることが出来る。(小學校令施行規則第二十四條參照)

參考問題 學業成績考查の目的及其の方法を述べし(尋正 群馬)

五 教科用圖書

教科用圖書採定の方法その他に關しては小學校令施行規則に次の如く規定されてゐる。

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學

年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ヌ又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

小學校令第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其等ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ノ効力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ハ使用ヲ始メタル後四箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變

更スルコトヲ得ス

小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ
特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

六 學年 休業日及儀式

學年 學期及び教授終始の時刻に關しては小學校令施行規則に

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ八月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

と規定されてゐるが、學期は普通一學年を三學期に區分し、終始の時刻は大体左の如

き標準によつてゐる。

自四月三十一日 午前八時始業

午後二時終業

自九月三十一日 午前九時始業

午後三時終業

休業日

1、祝日、大祭日

2、日曜日

3、夏季休業日

4、冬季休業日

5、學年末休業日

6、其の他府縣知事の定むる休業日

儀式 紀元節、天長節祝日及び一月一日の三大節は我が國家の最も重き祝日であるから國民は皆忠愛の至情を以て聖壽の無窮を祈り國家の隆昌を祝し奉らなければならぬ。三大節の儀式の次第は小學校令施行規則第二十八條による。即ち

紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童ハ學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フ
ヘシ

- 一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス
- 二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

- 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
 - 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノアル所ヲ誨告ス
 - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ奉戴セサル學校及府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得
- 右の外小學校に於て舉行すべき儀式は卒業證書授與式、學校創立紀念式、勅語奉讀式、陸海軍紀念式、入學式等である。

參照考題 三大節の儀式に於て行ふべき事項を問ふ(尋正 福岡)

第六章 小學校の編制

一 學級編制

學級の意義 小學校は多數の兒童を集めて合同教授を施す所である。而して其の合同教授は所謂學級に於て行はれるのである。即ち學級は一人の本科正教員が一教室内に於て同時に一團の兒童を教授する學校教育の一單位である。

學級編制の種類

- 一、固定式學級編制法——單式編制、複式編制、二部教授編制等
- 二、可動式學級編制法——短期式編制、特別學級編制等

而して我が國に行はるゝ編制法は殆んど固定式である。

一學校の學級數 小學校令施行規則第二十九條に次の如く規定されてゐる。

小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合、又ハ町

村學校組合ニ於テ、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級教ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

一學級の兒童數 小學校令施行規則第三十條に次の如く規定されてゐる。

一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

而して實際は一學級の兒童多きときは有効なる教育を施すこと困難なれば、經濟の許すだけ一學級内の兒童數を減少する必要がある。

單級小學校 全校兒童を一學級に編制せるものなれば教師の勞力餘りに過大に過ぎ教育の效果の擧がらざるは蓋し當然のことである。輓近米國等に於ては交通機關を利用し、單級小學校を合同して多級學校の設置に努力してゐる。

複式編制の學級 單級小學校は複式編制の極端なるものであるが、多級小學校に於

ても複式編制の學級を有するものが少くない。此の場合にはなるべく近接せる學年を合併しなければならぬ。

同一學年學級編制 兒童數多く同一學年兒童を數學級に區分しなければならぬ場合にはなるべく兒童能力の均等なる者を一團として一學級を作る必要がある。

二部教授の編制 二部教授とは全校又は一部の兒童を前後二部に分けて教授する編制にして從來半日小學校と稱せられるものである。小學校令施行規則第三十四條に「土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得」と規定されてゐるが、此の土地の情況とは(1)經濟上の都合により一學級毎に本科正教員一人を置くことの出来ない場合 (2)同時に全兒童を收容するに足る教室の設なきとき (3)兒童の就學上又は教授上特別の必要あるとき等の場合を指せるものである。尙二部教授を爲す場合には小學校令施行規則の規定により、前後二學級毎に本科正教員一人を置くを常例とす。

二部教授の利害

利益

イ、校舎を二重に使用することが出来る。

ロ、一時に取扱ふ兒童の組分け及び兒童數が單級小學校よりも少きため、教師の教授力を分割されることが少く、教授、訓練共に徹底し易い。

ハ、兒童をして家業の補助をさせることが出来る。

弊害

イ、毎週教授時數少きを以て學業の進歩不充分である。

ロ、在校時間短きため學校感化が社會の不良なる感化の爲に減殺される。

ハ、教員の負擔を大ならしめる。

ニ、後部となれる兒童の疲勞が大である。

男女學級の區分 小學校令施行規則第三十一條に次の如く規定されてゐる。

尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女

ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

學級の合同 小學校令施行規則第三十三條に次の如く規定されてゐる。

修身、体操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業及小學校令第二十條第三項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

參考問題 二部教授を行ふ場合を挙げ、之が編成法を述べよ(尋正 埼玉)

同 二部教授を實施すべき場合を明かにし其長所短所に就いての意見を發表すべし(尋正 沖繩)

同 學級編制法の種類を挙げ各々其特質を説明せよ(本正 東京)

一 教員の配置

教員の配置に關しては小學校令施行規則に次の如く規定されてゐる。

第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正

教員二人ヲ置クコトヲ得

特別ノ事情アルトキハ第二項ノ規定ニ依ル外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲メ正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 小學校ニ於テハ適宜専科正教員ヲ置クコトヲ得

參考問題 教員の配置につきて述べよ(改正 鹿兒島)

三 學級擔任

學級擔任には教科擔任法と學級擔任法とある。中等學校以上の教育は教科の程度高きを以て教科擔任法によるを可とすれども、小學校に於ては教授、訓練の統一上學級擔任法によらなければならぬ。

併し乍ら教師の能不能と教授時數の關係とによつて多小教科擔任法を加味する必要がある。學級擔任法には固定的のものと持上り行くものとの二種ある。大体に於ては持上りを可とすれども教員の人物、技倆等によつて一部分の持上り法を採用しなければならぬ。又學級擔任は男女學級によつて擔任者を考慮する必要がある。

四 學級經營

學級經營立案上の注意

- 1、學校經營案又は學校規程を背景として立案すべきこと。
- 2、學級の特色訓導の個性發揮を爲すべきこと。
- 3、實際的なるべきこと。
- 4、常に補修すべきこと。

五 補習科

- 1、補習科の區別ニ尋常小學校補習科及び高等小學校補習科。

- 2、目的 尋常小學校又は高等小學校卒業者の教科目を補習せしむること。
- 3、教科目及教科用圖書 教科目はその管理者又は設立者之を定め、教科用圖書は學校長之を定む。
- 4、修業年限 二箇年以下
- 5、學級編制 高等小學校補習科に於て教授時間を正教科以外に置きたる場合には男女學級を異にしなければならぬ。
- 6、擔任教員 正教科を教授する教員又は代用教員、但し教授時間を正教科の時間内に定めたるときは専任教員を置かなければならぬ。

第七章 小學校の設備

小學校の設備に關しては小學校令に左の如く規定してゐる。

- 第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ
- 第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事、産業、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム
小學校令施行規則に

- 第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス
校地ハ道徳上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル所ヲ選フヘシ
校舍ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
- 第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ
- 第七十六條 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

一 校 地

校地の選定上注意すべきこと左の如くである。

- (1) 面積 少くとも兒童一人當り二坪乃至三坪以上なることを要す。
- (2) 位置
イ、通學上 通學距離はなるべく近い方がよい。従つて校地は通學區域のなるべく中央に設けなければならぬ。尋常科に在りては約二十五町、高等科に在りて

は約一里以内を最遠距離とす。

ロ、道徳上 道徳上好影響ある土地を選ばなければならぬ。

ハ、衛生上 土地高燥にして新鮮なる空氣の流通、日當りのよき土地を選び、又飲用水の得易き土地を選ばなければならぬ。

一一 校 舎

校舎の建築は教授、訓練、管理、衛生の四點を考へ、經濟の許す限り、其の利便を圖り、且質朴と堅牢とを旨としなければならぬ。

校舎の構造は和洋折衷式又は洋式により、平屋造りを可とすれども都市の如く校地を得るに困難なる所にては二階建、若しくは三階建とすることが普通である。

校舎の形狀には一字形、二字形、三字形、工字形、凹字形等がある。方向は地形、風向等によつて加減しなければならぬが南向又は東南向とするのを原則とする。

校舎の部分としては(1)普通教室 (2)特別教室 (3)教員室 (4)御眞影奉安所 (5)講堂 (6)兒童控所 (7)廊下、階段、昇降口、便所 (8)教員住宅等を設備しなければならぬ。

普通教室の面積は兒童一人當り三尺平方以上とし、天井の高さは牀面より九尺以上牀の高さは地面より二尺以上とするを標準とする。教室の光線は兒童席の左方より採るを原則とし、採光窓の總面積の六分の一以上を標準とする。室内の壁色は中性色(灰淡綠、淡黃等)を可とする。

特別教室には理科教室、圖畫教室、唱歌教室、裁縫教室、手工教室、家事教室、作法教室等がある。

廊下の幅は六尺以上なければならぬ。昇降口はなるべく男女を區別する必要がある。便所は男兒白人につき大便所二個以上、小便所四個以上、女兒百人につき五個以上の割合とし、風紀上、衛生上の見地から設備しなければならぬ。

三 體 操 場

体操場は一部は校地に屬し、一部は校舎に屬してゐる。即ち屋外体操場と屋内体操場との二種に類別することが出来る。体操場は兒童の体育及び訓練と密切なる關係を有し、國民的教育上重大なるものであるから、其の設備を完全にし、兒童の心身に好

影響を與へるやうにとめなければならぬ。

屋外体操場の面積は尋常小學校に於ては兒童一人當り約一坪以上、高等小學校に於ては兒童一人當り約一坪半以上の割合を相當とする。次に屋外体操場の施設上注意すべきことは塵埃少なく常に新鮮なる空氣を呼吸し得るやうにすることである。次にその位置は校舎の南方又は東南方に定め、排水に便ならしめ、周邊に樹木を植えて日蔭用又は防風用とする。又鞦韆、遊動圓木、滑台、肋木、並行棒、鐵棒、棚、砂場等の体操用具及び遊具等を設置し、兒童をして放課時間を有効に經過せしめなければならぬ。

屋内体操場は東北地方の冬季、西南地方の夏季に於けるが如く屋外にて運動を強ふることの出来ない地方等に於ては必要である。牀は板敷とし、採光、通風の裝置を完全にしなければならぬ。

四 校 具

校具は教授用具、教室用具、雜用具に分類される。

1、教授用具

イ、圖書掛圖類

ロ、器械類

ハ、標本類

2、教室用具

イ、兒童用机、腰掛

兒童用机腰掛寸法表

甲 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號
身 長	三三、〇以上	三六、三以上	三九、六以上	四二、九以上	四六、二以上
机 高	一五、五	一七、〇	一八、五	二〇、〇	二一、五
机 幅	一一、〇	同	同	同	同
机 長	三〇、〇乃至	同	三六、〇	同	同
机 (二人掛)	三〇、〇乃至	同	三六、〇	同	同
腰 掛ノ高	八、六	九、四	一〇、二	一一、〇	一一、八
腰 掛ノ幅	八、二	九、〇	九、八	一〇、六	一一、四
腰 掛ノ長	二六、〇乃至	同	三二、〇	同	同
腰 掛 (二人掛)	三二、〇乃至	同	三二、〇	同	同

ロ、黑板……大黑板、小黑板、回轉黑板等。

大黑板は長さ六尺、幅三尺五寸を普通とす。五倍子の黄汁綠礬を混じたる溶液を塗り、後生澁を塗ることが普通に行はる。

ハ、教卓……普通に高さ二尺五寸、幅一尺五寸、高さ約三尺とす。

ニ、教壇……普通に高さ六七寸、幅三四尺、長さは黑板に準ず。

三、雑用具 戸棚、煖房器、救急用具、掃除用具、教員用具等。

五 學校園

學校園の主なる教育的價値は次の如くである。

- 1、直觀的、實驗的教授の便宜を與ふ。
- 2、自然物の觀察、研究に資す。
- 3、勤勞を喜ぶ習慣を養成することが出来る。
- 4、美感を涵養す。

學校園に關する大体的方案を列舉すれば次の如くである。

- 1、學校園は特に理科教授に必須なる植物の栽培を以て本体とす。
- 2、其の他花園、菜園、果樹園、樹林園、風致園等の特設し、家畜、家禽、蜜蜂等を飼養し、養魚池を穿つこと等も有益なことである。
- 3、教員中より專任擔當者を置きて兒童を指導し、且全体の手入れ、整理に當ること。
- 4、手入れ、整理は學級分擔とし、輪番に兒童をして之に當らしむること。

第八章 就 學

一 學齡及就學義務

國民教育は現代の文明諸國に於ては何れも強制主義を取り人民に就學の義務を負はしてゐる。我が國に於ても國民の義務として此の制度を採用しつゝあるのである。

學齡の範圍、始期及終期に關しては小學校令第三十三條に次の如く規定してある。

兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トス尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ノ就學義務に關しては同第三十二條に次の如く規定してある

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

従つて小學校第三十五條に規定されてゐる如く學齡兒童を雇傭する者は雇傭によつて兒童の就學を妨げることが出来ないのである。

參考問題 就學の始期終期を記せ(尋正 岐阜)

同 次の事項を答ふべし(尋正 静岡)

イ、學齡

ロ、就學兒童

同 義務教育に就きて知る所を記せ(尋正 鹿兒島)

一一 就學義務の猶豫及び免除

學齡兒童が(1)瘋癲白痴不具癱疾の場合 (2)病弱又は發育不完全なる場合 (3)保護者が貧窮にして義務を履行し能はざる時には就學義務を猶豫又は免除することが出来る。小學校令第三十三條に次の如く規定してある。

學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲メ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲メ就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得
市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲メ其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

一二 就學に關する事務

就學に關する事務は教育行政の基礎的事務にして最も緊要なるものである。以下市

町村長、市町村立尋常小學校長、郡長及び府縣知事並に兒童保護者の取扱ふべき事務の要點を列記すれば次の如くなる。

一、市町村長の事務

- 1、其の市町村内に居住し翌年四月に就學の始期に達すべき兒童を調査し翌年十二月末日までに學齡簿を編製すること。
- 2、就學始期兒童來住の場合其他死亡轉居居所不明等の場合誤謬遲滯なく學齡簿を加除訂正すること。
- 3、兒童保護者に對して該兒童を入學せしむべき期日を豫報すること。
- 4、兒童入學學校指定及び選定の申立をなすべきこと。
- 5、兒童の氏名及び入學期日を關係學校長に通知すること。
- 6、兒童保護者に對して兒童の就學又は缺席を督促すること。
- 7、前項の督促二回以上に及ぶも尙實行せざるときは其の旨監督官廳に報告すること。

二、市町村立尋常小學校長の事務

- 1、學年の始に於て入學したる兒童の學籍簿を編製し、且之が加除訂正をなすこと
- 2、在學兒童の出席簿を作り、其の出席を明かにすること。
- 3、不就學兒童の氏名を市町村長に報告すること。
- 4、在學兒童にして正當の事由なく引續き七日間缺席したる兒童あるとき保護者に對して出席を督促すること。
- 5、仍引續き缺席七日以上に及びたるときは其の旨を市町村長に報告すること。
- 6、卒業したる兒童の氏名を遲滯なく市町村長に報告すること。
- 7、當然入學すべき學校區域以外より來れる兒童の卒業、退學、廢學を市町村長に届出づること。

三、郡長及府縣知事の手務

市町村長の報告を受けたるとき保護者に兒童の就學又は出席を督促すること。

四、兒童保護者の事務

- 1、學區の使用に屬する尋常小學校二校以上ある場合に於て入學學校に希望あるときは之を選定して市町村長に申出づること。

- 2、就學義務の猶豫又は免除の必要あるときは之を市町村長に申出づること。
- 3、兒童をして當然入學せしむべき學校以外の市町村立尋常小學校に入學せしめ、又は官立、府縣立學校に於て尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、當該學校の管理者又は學校長の承認書を添へ、關係市町村長に届出づること。
- 4、家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修めしめんとするときは市町村長に願出で、其の認可を受くること。
- 5、當然入學すべき學校以外に於て尋常小學校の教科を修むる兒童の卒業、退學、廢學を關係市町村長に届出づること。

參考問題 就學に關する尋常小學校長の事務を問ふ(本正 埼玉)

第九章 小學校の職員

教員の種類、資格、任免、服務、權限、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪等に關しては小學校令に次の如く規定されてゐる。

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中國畫、唱歌、體操、裁縫並第二十條第二

項及第三項ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス。本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若クハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス。前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ナシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ町村立小學校教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコト

ヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員カ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ行爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スル所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

市町村立小學校長及び教員ノ名稱待遇に關しては明治二十四年十一月勅令第二百十八號を以て次の如く規定されてゐる。

第一條 市町村立小學校長及教員ノ名稱左ノ如シ

一 小學校長

二 訓導 小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス

三 准訓導 小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス

第二條 市町村立小學校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク但シ小學校長ニシテ現ニ本務月俸五十圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校正教員ノ職ニ在リ功勞著シキ者ハ道府縣各三人ヲ限り特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得

特別ノ事情アル道府縣ニ在リテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ特ニ前項ノ員數ヲ十人迄増スコトヲ得

尙員數に關しては大正六年二月一日文部省告示第九號參照のこと。

一 職員の種類

1、小學校長

2、教員には本科正教員(尋常科正教員、本科正教員)、専科正教員(圖畫、唱歌、體操、裁縫、農業、商業、英語、手工の科目又は數科目を限つて教授する者)准教員(尋常高等を通じる者を單に准教員といふ。及び尋常小學校准教員)との三種がある。

3、代用教員

一一 資格及び待遇

- 1、資格、小學校令第四十條、第四十一條參照。檢定には無試験檢定と試験檢定との二種ある。(卷末參照)
- 2、待遇、市町村立小學校長及教員の名稱待遇參照。

三 職務及び服務

學校長及び教員の職務及び服務に關しては小學校令施行規則に次の如く規定してゐる。

第三百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第三百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第三百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ケ

第三百三十七條 市町村立小學校長及職員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限

ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ土地ヲ離ル、コトヲ得ス

第三百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

參考問題 小學校施行規則に規定せられたる小學校長及教員の服務を述べよ(尋正 長野)

同 教員の職務を問ふ (尋正 岐阜)

同 小學校教員の居住地に關する現行法規の制限につきて記せ (尋正 福岡)

四 權 限

小學校教員の權限には

一、學校長の權限

(1) 児童の出席停止、傳染病に罹り、又は性行不良なる者に停學處分をすることが出来る。

(2) 児童の懲戒

(3) 教授時數の配當

(4) 教授時間の減縮

二、教員の權限 児童の懲戒

五 俸給旅費及諸給與

俸給には本俸と加俸との二種がある。加俸には年功加俸、及び持別加俸の二つがある。

年功加俸とは小學校教員中五年以上同一府縣に於ける市町村立小學校に奉職し、成績佳良と認めたる者に支給するもの。

持別加俸とは(1)市町村立單級學校に勤務する者 (2)僻陬地に勤務する者に支給する加俸である。

諸給與及び旅費 教授時數一週三十二時を超ゆる場合には手當を支給する。尙宿直者には賄料、職務の爲に病氣又は傷痍を受けたる者には療治料、土地の情況によつては住宅料等を支給する。

小學校教員が公務を以て旅行するときには旅費を支給するものとす。(小學校令施行規則第百六十五條參照)

六 恩 給

恩給には普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料等を謂ふのである。普通恩給、増加恩給及扶助料は年金で、一時恩給、一時扶助料は一時金である。

普通恩給 教育職員在職年十五年以上にして退職したるときは普通恩給を支給せらる。普通恩給の年額は在職十五年以上十六年末滿に對し、退職當時の俸給年額百五分の五十に相當する金額とし、十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し、退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額を支給せらるゝのである。

一時恩給 教育職員在職年一年以上十五年未滿にして退職したるときは一時恩給を

支給せられるのである。一時恩給の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額である。

遺族扶助料 遺族とは教育職員の祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹にして教育職員の死亡の當時之と同一戸籍内にある者を云ふのである。其の順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父、祖母とす。(1)在職中死亡し、其の死亡を退隱と看做すときは之に普通恩給を給すべきとき、(2)普通恩給を給せらるゝ者死亡したるときには遺族扶助料を支給する。扶助料の年額は左の如くである。

1、普通公務に困る傷痍疾病の爲め死亡したるときは其の普通恩給年額の十分の八に相當する金額。

2、其の場合に於ては普通恩給年額の十分の五に相當する金額。

又在職中一年以上十五年未滿にして在職中死亡したる場合には、死亡當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數に乘じたる金額を一時扶助料として支給する、(大正十二年四月十四日法律第四十八號參照)

七 任用及解職

市町村立小學校長及び教員の任用及び解職につきましては小學校令第四十四條參照。解職には休職、退職、失職の場合がある。

1、休職 市町村立小學校正教員にして右の各號の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ず。

イ、傷痍を受け、若しくは疾病に罹り、職務を行ふに妨げあるとき。

ロ、學校編制の變更又は訴願の裁決により過員を生じたるとき。

ハ、教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學するとき。

ニ、名譽職たる町村長及び助役に當選したるとき。

ホ、私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育する學校の教員となるとき。

ト、刑事事件に關し告訴又は告發されたるとき。

當然休職市町村立小學校教員にして陸海軍現役に服したる者、又は戰時事變に召集せられたる者は當然休職者とす。但し陸軍五ヶ月現役に服する者は此の限りにあらず。

2、退職 市町村立小學校正教員にして右の各號の一に該當するときは府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。

イ、不具、病疾、又は身體若しくは精神衰弱により職務を執るに堪へざるとき。

ロ、傷疾又は疾病の爲に退職を出願したるとき。

ハ、休職者復職したる爲め其の代員を要せざるとき。

當然退職

イ、當該學校の廢せられたるとき。

ロ、休職期間満ちたるとき。

3、失職

免許狀褫奪の處分を受け又は其の免許狀の効力を失ひたるとき當然失職す。

參考問題 小學校教員の任用及解職に就て記せ(尋正 岐阜)

八 懲戒處分 業務停止

小學校令第四十八條參照。

懲戒處分には譴責、減俸、免職の三あり、譴責とは文書を以て公然戒飭することをいひ、減俸とは一個月以上、一個年以下の範圍に於て俸給月額三分一以下に減給するをいひ、免職とは教員を罷免することをいふ。免職の處分を受けたる者は二個年を経過しなければ教職につくことが出来ない。

業務停止とは私立小學校長及び教員の懲戒にして、不都合の行爲ありたるとき、府縣知事は一個年以上二個年以下其の業務を停止する處分を行ふ。

處分の解除、訴願は小學校令施行規則第四百四十七條及小學校令第五十條參照、

參考問題 小學校教員の懲戒に關する規則如何(尋正 鳥取)

同 業務停止に就て述べよ (尋正 岐阜)

同 懲戒處分につきて問ふ (本正 埼玉)

九 小學校教員心得

左に掲ぐる小學校教員心得は明治十四年文部省達第十九號を以て發布されたるもので、常に教育者の規箴となすべきものである。

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任重且大ナリト謂フヘシ今夫小

學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラズンバ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學教員タルモノ深ク此意ヲ體スベキナリ因テ其恪守實踐スベキ要款ヲ揭示ス苟モ小學教員ノ職ニ在ル者夙夜匪懈服シテ忽忘スルコト勿レ

- 一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重シスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ德性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ
- 一 智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ才能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タルモノハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ
- 一 身體教育ハ獨リ體操ノミニ依着スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ
- 一 鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タルモノハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セザルベカラズ蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスベキ所ニアラザレバナリ

- 一 學校管理ニ缺クベカラザル快活ノ氣象ハ心神委靡セル人ノ能ク具有スベキ所ニアラズ又生徒教授上ニ缺クベカラザル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スベキ所ニアラズ是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムベシ
- 一 教員タルモノハ唯小學校教則中ニ掲グル所ノ學科ニ通ズルノミヲ以テ足レリトセズ博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラザレバ倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハザルニ至ルヤ必セリ
- 一 教員タルモノハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムベシ否ラザレバ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハズ蓋シ我ガ練磨セザルモ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノ未ダ曾テ之レアラザルナリ
- 一 師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシトコロノ教育法ハ概ネ其一様子タルニ過ギザルモノナリ故ニ教員タルモノハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセズ宜ク常ニ自ラ其得失利害ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムベシ
- 一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タルモノ最モ意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スベシ否ラレバ假令孜孜汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ應度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハザルナリ
- 一 學校管理ノコトハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレバ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通

義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セザルベカラズ

一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラズ兼テ生徒ノ徳誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此ノ旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セザルベカラズ

一 熟練懇切魁勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クベカラザルノ美事タリ故ニ教員タルモノ能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ベキノミナラズ又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルベシ

一 學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸徳ニ由ルベシ蓋シ剛毅ニアラザレバ難ニ勝ル能ハズ忍耐ニアラザレバ久ヲ持スル能ハズ威重ニアラザレバ人ヲ服スル能ハズ懇誠ニアラザレバ衆ヲ懷クル能ハズ勉勵ニアラザレバ之ヲ成ス能ハズ

一 生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノコトアラバ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシヲ要ス故ニ教員タルモノハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルベカラズ

一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スベキハ言ヲ俟タズト雖モ教員タルモノニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セザルベカラズ否ラザルトキハ獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハザルノミナラズ却ツテ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルベシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ銳敏ナレバナリ

一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムベキハ亦其職業ニ對シテ盡スベキノ務ト謂フベシ蓋シ品行

ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其光澤ヲ増ス所以ナリ

第十章 小學校の事務

一 校務の種類別

校務は通常學級事務、教科事務及び統括事務の三種に區別されてゐる。

一、學級事務……學級擔任教員の處理すべき主なる事務

- 1、教授細目の立案及び教案、教授録等に關すること。
- 2、兒童の成績考査に關すること。
- 3、兒童の身體検査に關すること。
- 4、學籍簿の調製。
- 5、兒童の出缺席調査に關すること。
- 6、兒童の看護に關すること。
- 7、教室の整理、整頓、清潔に關すること。

- 8、兒童の學用品に關すること。
 - 9、學級日誌其の他の帳簿の記入保管。
 - 10、兒童保護者との聯絡に關すること。
- 二、教科事務……各教科目毎に擔任教員を置き、低學年より高學年を通じて其の教科の研究調査をなさしめるのである。教科事務の概要は次の如くである。
- 1、擔任教科の教授細目の立案修正に關すること。
 - 2、擔任教科の教授法の研究。
 - 3、擔任教科に於ける各學年の教授の聯絡統一を圖ること。
 - 4、擔任教科に關する圖書、器械、標本等の設備整頓。
 - 5、擔任教科に關する帳簿の記入、保管。
- 三、統括事務……教務、庶務、會計の三係に分類される。
- 1、教務係
- イ、教授細目、訓練要目、教案、教授録、日課表、兒童成績考査に關すること。
 - ロ、兒童の入退學、出缺席、卒業、修業、學習證書に關すること。

- ハ、諸儀式及び諸種の會合に關すること。
 - ニ、衛生、身體検査に關すること。
 - ホ、圖書、器械、標本の整理保管に關すること。
 - ヘ、教務に關する帳簿の整理保管に關すること。
- 2、庶務係
- イ、公文書の往復、保管に關すること。
 - ロ、諸願届書類の保管に關すること。
 - ハ、法令、規則書類の取扱、保管に關すること。
 - ニ、校内の整頓、清潔及び警備に關すること。
 - ホ、庶務に關する帳簿の整理保管に關すること。
- 3、會計係
- イ、經費豫算に關すること。
 - ロ、授業料に關すること。
 - ハ、校舎、校具の保管、營繕に關すること。

ニ、備品、消耗品の請求、供給に關すること。

ホ、會計に關する帳簿の整理保管に關すること。

参考問題 校務の分掌に就て記せ (尋正 岐阜)

同 校務の分掌を表にて示せ(尋正 群馬)

同 校務整理に就て記せ (本正 岐阜)

二 會合の種類

- 1、職員會 教授、訓練、管理其他重要な校務上の事項又は臨時の出來事について、全職員相會して協議する會合である。毎週一回又は隔週一回之を開催するを普通とす。
- 2、批評會 實地授業につきて相互批評對論し、教授法の研究、技倆の練磨を目的とする會合である。
- 3、教科研究會 教科擔任者が該教科に關する研究、調査、實驗の結果を發表し、相互その問題を討究する會合である。

- 4、學年會及學級會 一學年が數學級に分れてゐる場合又は一學級を數人にて教授してゐる場合には是等の教員相會し教授、訓練等について協議し、その歩武を齊ふる必要の爲に開催する會合である。
- 5、保護者會 保護者に教育上の説明を與へ、保護者の意見を聞き、學校と家庭との聯絡をはかることを目的とする會合である。
- 6、學藝會 平常學習せる事項の發表を主なる目的とし且保護者に教育の實況を知らしめんとする會合である。
- 7、運動會 平常學習せる體操、遊戯を演習せしめ、體育の獎勵を目的とする會合である。

第十一章 小學校の費用及授業料

費用の負擔 小學校教育事務に關する費用は總て市町村自治體の負擔とす(小學校令第五十一條及第五十五條參照) 然るに市町村又は學校組合の資力が費用の負擔に堪えざる場合には府縣及び國家が之に補助を與へることになつてゐる。